

保育園・小規模保育施設
 1) 幼保連携型認定こども園(保育所機能部分) に関する整備補助

(案)

厚生労働省 児童福祉課 第××××号
 平成××年××月××日

各
 指定都市市長
 中核都市市長
 市区町村長

厚生労働事務次官
 (公印省略)

平成29年度(平成28年度からの繰越分) 保育所等整備交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「平成29年度(平成28年度からの繰越分) 保育所等整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、平成29年4月1日から適用することとされたので通知する。

別紙

平成29年度(平成28年度からの繰越分) 保育所等整備交付金交付要綱

(通則)

1 平成29年度(平成28年度からの繰越分) 保育所等整備交付金(以下「交付金」という。)については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、以下「適法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年 厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この交付金は、保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費(小規模保育事業所の場合、民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村(指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。)が買収する場合を含む。)、並びに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁の整備及び保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、保育所等待機児童の解消を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この交付金は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために市町村が策定する市町村整備計画(以下「整備計画」という。)に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所に関する施設整備事業、防音壁設置計画(以下「設置計画」という。)に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁整備事業(以下「防音壁整備事業」という。)及び防犯対策強化整備計画(以下「防犯計画」という。)に基づいて実施される保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策強化整備事業(以下「防犯対策強化整備事業」という。)に交付する。

(定義)

4 この交付要綱において「保育所等」、「保育所機能部分」、「小規模保育事業所」、「防音壁整備事業」、「防犯対策強化整備事業」とは、次の表に定める施設又は事業をいう。

区分	定義
保育所等	・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含む。以下この項において同じ。)

	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づき認定を受けることができる保育所において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分 ・認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）において、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設としての保育を実施する部分 ・平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園 ・平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼保連携型認定こども園分園・保育所型認定こども園分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分 ・認定こども園法第3条第1項に基づき認定を受けることができる幼稚園において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分（当該施設の定員が20人以上の場合に限る。） ・平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼稚園型認定こども園分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分 ・児童福祉法第6条の3第10項に規定する施設 ・近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁設置に係る費用の一部を補助する事業 ・施設の防音対策を強化する観点から、保育所等又は小規模保育事業の防音対策の強化に係る費用の一部を補助する事業
保育所機能部分	
小規模保育事業所	
防音壁整備事業	
防音対策強化整備事業	

5 この交付要綱において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	施設	・新たに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所を整備すること。 （地域の特長を踏まえ、学校、公民館、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を含む。）
修繕	大規模修繕等	・既存施設について、平成20年6月12日雇児発第061202号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付

	増築	増設	改築	改修
付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。	・地震防災上倒壊等の危険性のある建築物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改修等を行う次の整備をすること。 ① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改修工事 ② その他必要と認められる上記に準ずる工事	・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすることともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ＊改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができ、 ＊地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増設及び改築）については、平成20年6月12日雇児発第0612010号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。	・社会福祉法人が設置する施設について、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ・近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備（市町村が必要性を認められたものに限る。）	・防音対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等必要な安全対策に係る整備

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業は、次の表の①の施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠（(4)防音壁を設置する施設及び(5)防音対策の強化に係る整備を行う施設を除く。）により、③欄に定める設置主体が設置する施設に係る施設整備事業に対し、市町村が行う補助事業（(3)小規模保育事業所については公立施設の施設整備事業を除く。）とする。

① 施設の種類	② 設置根拠	③ 設置主体
(1) 保育所等	児童福祉法第35条第4項及び同法第56条の8第3	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人

	項並びに認定こども園法第17条第1項及び同法第34条第3項	(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人であって、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。) (以下「社会福祉法人等」という。) ただし、「特健児重症解消加速化プラン」に参加実額のある市町村又は財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成29年4月1日現在の特健児重症数が10人以上、かつ平成29年度の保育士数が90人以上の市町村は、市町村が認められた者(公立施設を除く。)とする。
(2) 保育所機能部分	認定こども園法第3条第2項第1号及び第4項第1号	社会福祉法人又は学校法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が、当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。) ただし、「特健児重症解消加速化プラン」に参加実額のある市町村又は財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成29年4月1日現在の特健児重症数が10人以上、かつ平成29年度の保育士数が90人以上の市町村は、市町村が認められた者(公立施設を除く。)とする。
(3) 小規模保育事業所	児童福祉法第34条の15第1項及び第2項	市町村が認められた者(公立施設を含む。)
(4) 防音壁を設ける施設	-	本表「①施設の種別」の(1)(2)(3)に対応した「③設置主体」
(5) 防犯対策の強化に係る整備を行う施設	-	本表「①施設の種別」の(1)(3)に対応した「③設置主体」

(交付金の対象除外)

- 7 この交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。
 (1) 土地の買収又は整地に要する費用
 (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用

- (3) 職員の宿舎に要する費用
 (4) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用
 (5) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
 (6) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

- 8 この交付金は、市町村に対し、整備計画、設置計画又は防犯計画(以下「整備計画等」という。)に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。
 ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 6の(1)の事業(保育所等)
- ア 「特健児重症加速化プラン」に参加する市町村(財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成29年4月1日現在の特健児重症数が10人以上、かつ平成29年度の保育士数が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づき施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)
- (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表2-1で定める基準により算出した基準額の合計を交付基準額とする。
- (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額を算出する。
- (ロ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- イ ア以外の場合
- (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表2-1、別表2-2で定める基準により算出した基準額の合計を交付基準額とする。
- (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-1、別表1-2に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ロ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- (2) 6の(2)の事業(保育所機能部分)
- ア 市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備に限る。)
- (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3、別表2-5で定める基準により算出した基準額の合計を交付基準額とする。
- (イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3で定める対象経費の実支出額

と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-3で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 (9) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(4)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-4で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。
 (4) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-4で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-4で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 (9) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(4)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(3) 6の(3)の事業(小規模保育事業所)

ア 「特選児童加速化プラン」に参加する市町村(財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成29年4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ平成29年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づき施設整備事業(創設、増築、増設に限る。)

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表2-8で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。
 (4) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-5で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 (9) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(4)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6、別表2-9で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。
 (4) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-5、別表1-6で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 (9) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(4)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(4) 6の(4)の事業(防音壁を設置する施設)

市町村が策定する設置計画に基づき施設整備事業
 (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-7で定める基準額を交付基礎額とする。
 (4) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-7で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の

の額の合計に別表1-7で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 (9) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(4)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(5) 6の(5)の事業(防犯対策の強化に係る整備を行う施設)

市町村が策定する防犯計画に基づく施設整備事業

① 門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合
 (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8の3基準のアで定める基準額を交付基礎額とする。
 (4) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 (9) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(4)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② 非常通報装置等の設置の場合

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8の3基準のイで定める基準額を交付基礎額とする。
 (4) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
 (9) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(4)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表に掲げる施設整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。ただし、対象となる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合、8の(1)(2)(3)、9の(2)(3)(4)の算定にあつては、「交付基準額表」中、A地域の基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

(1) ①に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2-3、別表2-6、別表2-10で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(4) 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表1-1、別表1-3、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-3、別表1-5で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(9) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(4)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

- (2) ②③に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業
- (7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2-4、別表2-7、別表2-11で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。
- (4) 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表1-1、別表1-3で定める対象経費の支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-1、別表1-3で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (9) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(4)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。
- (3) ④に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業
- 8の(1)(2)(3)、9の(2)について交付金の交付額の算定にあつては、「交付基準額表」中、「津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。
- (4) ⑤に掲げる「保育所等」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業
- 8の(1)(3)、9の(1)(2)(3)に基づいて算定し、「交付基準額表」中、「特設児童館消に向けて緊急的に対応する施設に基づく事業の場合」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

①	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
②	遠洋地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項に規定する遠洋地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合
③	山村振興法(昭和40年法律第84号)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(割捨を除く。))
④	高浜トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設
⑤	平成28年4月7日厚労省第0407第2号「特設児童館消消に向けて緊急的に対応する施設について」の対応方針について」に基づき、参加する自治体が当該事業を行う場合

(交付金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合において、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができるものとする。

(交付の条件)

- 11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容のうち、整備計画等に記載された建物等の用途を変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。
- (2) 整備計画等に記載された事業を中止又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (3) 整備計画等に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調査を作成するとともに、事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ調査及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければならない。
- (5) 市町村は社会福祉法人等の事業者に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
- ア (1)～(3)に掲げる条件
- この場合において、「地方厚生(支)局長」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- イ 事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければならない。
- エ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

(6) (5)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認又は指示を受けなければならない。

(7) 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税又は地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(8) 事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

12 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 東京都以外

ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

イ 道府県知事は、別紙1の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたとときは、地方厚生(支)局長が別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

イ 都知事は、別紙1の申請書を受理したときは、関東信越厚生局長が別に定める日までに関東信越厚生局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12に定める申請手続に従い、別に指示する日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

14 地方厚生(支)局長は、12又は13による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

15 市町村は、交付金の対象となった施設整備事業、防犯監視設備事業及び防犯対策強化整備事業に係る工事に着手したときは、別紙4の様式により工事に着手した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により平成29年12月末日現在の状況を平成30年1月15日までに、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生(支)

局長に報告しなければならない。

(実績報告)

16 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 東京都以外

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、当該市町村の属する道府県の知事を経由して、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

イ 道府県知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたとときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成29年4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、都知事を経由して、別紙6の様式による報告書を関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

イ 都知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成29年4月10日のいずれか早い日までに、関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

17 地方厚生(支)局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

18 特別の事情により、8、12、13、15及び16に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表1-1

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所等	本体工事費	<p>別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※1 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業、山村振興法(昭和40年法律第64条)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料(敷金を除き礼金を含む)。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>	別表1-9の通り

別表1-9

保育所等整備交付金における施設整備事業の国、市町村、事業者の負担割合

	国	市町村	事業者
下記以外	1/2	1/4 (※1)	1/4 (※1)
待機児童解消加速化プランに参加する市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(保育所等、小規模保育事業所の創設、増築、増改築に限る。)	2/3	1/12 (※2)	1/4 (※2)
9の①に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備を除く。)	3/4	1/8 (※3)	1/8 (※3)
9の②③に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備を除く。)	5.5/10	1/4 (※4)	1/5 (※4)

- ※1 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/2
- ※2 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/3
- ※3 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/4
- ※4 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 4.5/10

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)].

交付基準額表

■本体外工事費		基準額(1施設当たり)	
		標準	都市部
定員20名以下		48,900	53,900
定員21～30名		51,400	56,500
定員31～40名		59,600	65,700
定員41～70名		68,100	74,900
定員71～100名		88,400	97,200
定員101～130名		106,300	116,900
定員131～160名		123,100	135,300
定員161～190名		139,800	153,800
定員191～220名		155,300	170,900
定員221～250名		172,100	189,400
定員251名以上		191,300	210,300
放課後児童クラブ専用室の併設加算		7,360	
特殊附帯工事		7,360	
設計料加算	本体外工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下		26	
定員21～30名		19	
定員31～40名		16	
定員41～70名		14	
定員71～100名		11	
定員101～130名		9	
定員131～160名		9	
定員161名以上		8	
土地借料加算		11,100	
地域の余裕スペース活用促進加算		標準	都市部
		1,580	1,790

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を買借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体外工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)
- ※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※9 放課後児童クラブ専用室の併設加算については、平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成28年度に当該加算を適用し、かつ、平成29年度も継続して事業を行うものに限り対象とする。

別表2-9 [Bの(3)イ]に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2抽出)

交付基準額表

施設種別	基準額(1施設当たり)		単位:千円
	敷地面積	延床面積	
定員20名以下	敷地面積	延床面積	1,423
定員20名以下	敷地面積	延床面積	

※1 平成23年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎡以上の市町村については、標準額の基準額を適用し、その他の市町村については、標準額の1.2倍額を適用する。
 ※2 事業地帯が特別地域(特別地域指定条例(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別地域に所在する場合は、上記基準額に列して70%程度引き下げられた額を加算する。(千円未満切り捨て)
 ※3 一部改築等、変更のすべてが工事にかからない場合は、標準額の工事にかかると見られる標準額の施設員数で算出する。標準額の施設員数の算出に際しては、標準額に算入して算出する。ただし、工事にかかる人員が算入できない場合は、「児童一人当たり延床面積×改築面積/標準施設の標準額」で算出すること。ただし、小規模以下切捨て。
 ※4 平成23年度に交付決定をした事業のうち、平成23年度に繰越を行った事業については、算出の平成23年度に算入された交付基準額を適用する。

施設種別	基準額(1施設当たり)		単位:千円
	敷地面積	延床面積	
定員20名以下	敷地面積	延床面積	2,534
定員20名以下	敷地面積	延床面積	

※1 平成23年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎡以上の市町村については、標準額の基準額を適用し、その他の市町村については、標準額の1.5倍額を適用する。
 ※2 事業地帯が特別地域(特別地域指定条例(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別地域に所在する場合は、上記基準額に列して70%程度引き下げられた額を加算する。(千円未満切り捨て)
 ※3 一部改築等、変更のすべてが工事にかからない場合は、標準額の工事にかかると見られる標準額の施設員数で算出する。標準額の施設員数の算出に際しては、標準額に算入して算出する。ただし、工事にかかる人員が算入できない場合は、「児童一人当たり延床面積×改築面積/標準施設の標準額」で算出すること。ただし、小規模以下切捨て。
 ※4 平成23年度に交付決定をした事業のうち、平成23年度に繰越を行った事業については、算出の平成23年度に算入された交付基準額を適用する。

別表2-9 [Bの(3)イ]に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2抽出)

交付基準額表

施設種別	基準額(1施設当たり)		単位:千円
	敷地面積	延床面積	
定員20名以下	敷地面積	延床面積	5,190
定員20名以下	敷地面積	延床面積	

※1 平成23年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎡以上の市町村については、標準額の基準額を適用し、その他の市町村については、標準額の1.5倍額を適用する。
 ※2 事業地帯が特別地域(特別地域指定条例(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別地域に所在する場合は、上記基準額に列して70%程度引き下げられた額を加算する。(千円未満切り捨て)
 ※3 一部改築等、変更のすべてが工事にかからない場合は、標準額の工事にかかると見られる標準額の施設員数で算出する。標準額の施設員数の算出に際しては、標準額に算入して算出する。ただし、工事にかかる人員が算入できない場合は、「児童一人当たり延床面積×改築面積/標準施設の標準額」で算出すること。ただし、小規模以下切捨て。
 ※4 平成23年度に交付決定をした事業のうち、平成23年度に繰越を行った事業については、算出の平成23年度に算入された交付基準額を適用する。

施設種別	基準額(1施設当たり)		単位:千円
	敷地面積	延床面積	
定員20名以下	敷地面積	延床面積	7,120
定員20名以下	敷地面積	延床面積	

※1 平成23年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎡以上の市町村については、標準額の基準額を適用し、その他の市町村については、標準額の1.5倍額を適用する。
 ※2 事業地帯が特別地域(特別地域指定条例(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別地域に所在する場合は、上記基準額に列して70%程度引き下げられた額を加算する。(千円未満切り捨て)
 ※3 一部改築等、変更のすべてが工事にかからない場合は、標準額の工事にかかると見られる標準額の施設員数で算出する。標準額の施設員数の算出に際しては、標準額に算入して算出する。ただし、工事にかかる人員が算入できない場合は、「児童一人当たり延床面積×改築面積/標準施設の標準額」で算出すること。ただし、小規模以下切捨て。
 ※4 平成23年度に交付決定をした事業のうち、平成23年度に繰越を行った事業については、算出の平成23年度に算入された交付基準額を適用する。

認定こども園施設整備交付金実施要領

平成27年5月21日
初等中等教育局長裁定
平成28年5月11日 一部改正
平成28年12月6日 一部改正
平成29年 月 日 一部改正

(通則)

認定こども園施設整備交付金交付要綱 (以下「交付要綱」という。) 第20条の規定に基づき、認定こども園施設整備交付金の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 事業の内容
認定こども園施設整備交付金は、次により実施する施設整備支援事業とする。

- ① 認定こども園整備 (内容については、別紙1のとおり)
- ② 幼稚園耐震化整備 (内容については、別紙2のとおり)
- ③ 防犯対策整備 (内容については、別紙3のとおり)

2. 交付額の算定方法について

7. 認定こども園整備及び防犯対策整備に係る交付金の額は、市町村 (特別区を含む。以下同じ。) が域内の学校法人等による認定こども園施設整備事業及び防犯対策整備事業について、交付対象経費の1/4以内で補助を行うとき、これに対する都道府県の交付対象事業に対し、交付対象経費の1/2以内を交付金の額として交付する。なお、市町村が交付対象経費の1/4以上で補助を行う場合も同様とする。

イ. 幼稚園耐震化整備に係る交付金の額は、交付対象経費の1/2以内を交付金の額として交付する。

ウ. 交付対象事業に対する交付金の額は、次の(a)により算出した額 (以下「交付基礎額」という。) の合計額と(b)により算出した額の合計額を比較していずれか小さい方の額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a) 交付金の対象となる事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1 (算定基準表)、別表2 (交付基準額表) で定める基準により算出した交付基礎額

(b) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1 (算定基準表) で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じた額

3. 国の財政上の特別措置について

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成25年法律第87号) 第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、別表2のうち、「認定こども園整備事業 (津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のに係る場合分)」の基準額を適用する。

また、交付対象となる認定こども園等が震害地帯対策特別措置法 (昭和37年法律第73号) 第2条第2項の規定に基づき指定された特別震害地帯に所在する場合は、別表2のうち、A地域の事業額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を基準額に加算し、交付基礎額を算出するものとする。(設計料加算は除く。小数点以下切り捨て。)

4. 財産処分の制限等

都道府県及び市町村が学校法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、交付要綱第17条の規定に準じて、財産処分の制限等に係る条件を附さなければならない。

なお、市町村が財産処分の承認を行う場合は、あらかじめ都道府県の承認を受けなければならない。

5. 交付要綱第10条の規定に基づき、事業の遅延について届出を行う際には、交付要綱の様式6の提出と併せて、別紙様式6-2の遅延事業内訳書を作成し提出すること。

6. 交付要綱第11条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式7の提出と併せて、別紙様式7-2の事業実施状況報告書を作成し提出すること。

7. 実績報告

交付対象事業が交付決定をした年度内にやむを得ない事情により完了できず、繰越しを行った場合、交付要綱第12条で定める実績報告書 (様式B) の提出期限については、交付対象事業が完了した日から起算して1か月以内又は交付対象事業完了年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日とする。

8. 交付要綱第12条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式8の提出と併せて、別紙様式8-2の事業実績一覧表を作成し提出すること。

9. 留意事項

・ 幼保連携型認定こども園において保育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の整備をあわせて実施する場合は、厚生労働省所管の保育所等整備交付金による整備事業と連携を図ること。

・ ①認定こども園整備及び②防犯対策整備については、都道府県が認定こども園の整備及び防犯対策の整備を行う市町村 (特別区を含む。) に対し支援を行うものとし、③幼稚園耐震化整備については、都道府県が認定こども園への移行を予定する施設に対し支援を行うものとする。

・ ③防犯対策整備は、幼稚園型認定こども園に限り補助対象とする。幼保連携型

認定こども園及び保育所型認定こども園において同様の整備を実施する場合は、厚生労働省所管の保育所等整備交付金に申請すること。
・その他交付金の取扱いに関して必要な事項については別に通知する。

別紙1

認定こども園整備

- 1 目的
幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。
- 2 内容
 - (1) 整備内容
幼保連携型認定こども園、又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分等の新設、修理、改造を実施する。
 - (2) 整備対象施設
 - ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成24年法律第66号)(以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分(以下「学校教育部分」という。)
 - ② 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
 - ③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園
 - (3) 整備対象施設の設置主体(事業者)
学校法人又は社会福祉法人
- 3 交付基準額・負担割合等
 - (1) 交付基準額
別表1(算定基準)、別表2(交付基準額表)で定める基準により算出

—(注)—財政上の特別措置
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第97号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、—(別表)—補助基準額表のうち、「認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)」の基準額を適用する。
- (2) 負担割合
国1/2、市町村1/4、事業者1/4
- (3) 交付対象整備(整備区分)
創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

4 対象経費

別表1（算定基準）で定める対象経費のとおり。

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は築地に関する費用
- ② 職員の宿舍に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を交付金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方数量型認定こども園のいずれかであること。（新設は除く。）
- ② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分については、認定こども園法第3条第1項に基づき都道府県の認定を受けること。
ただし、交付決定をした年度内に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
- ③ 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分の施設整備についても交付対象とすること。
ただし、施設整備終了後に幼稚園型認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
- ④ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の認定こども園が機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象とするなすを得るものであること。
- ⑤ 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（保育所機能部分を新設することにより、新たに幼稚園型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）については、保育所等整備交付金により整備を行うこと。

(3) 財産処分について

- ① この交付金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

- ② この交付金により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

別表1

算 定 基 準
(創設、増築、増改築、改築)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備 認定こども 園整備	本体工事費	ア 別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、文部科学大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(実施要領別紙1の5留意事項(1)及び別紙2の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)
	特殊付帯工事費	<p>(<u>認定こども園施設整備交付金交付要綱別紙2. で対象としている整備を行う場合は、特殊付帯工事の基準額を加算することができる。</u>)</p> <p><u>対象経費の実支出額に実施設計費等(工事監理費は除く。)がある場合は、設計料加算の基準額を加算することができる。)</u></p> <p>※1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。<u>(設計料加算は除く。小数点以下切り捨て。)</u></p>	
	特殊付帯工事費	別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(別表2) 交付基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

(1) 認定こども園整備

○ 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分

○ 幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分

< 本体工事費 >

単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	48,900	53,900	64,700	71,200
定員21～30名	51,400	56,500	67,800	74,600
定員31～40名	59,600	65,700	78,800	86,600
定員41～70名	68,100	74,900	89,800	98,900
定員71～100名	88,400	97,200	116,700	128,400
定員101～130名	106,300	116,900	140,300	154,400
定員131～160名	123,100	135,300	162,400	178,700
定員161～190名	139,800	153,800	184,700	203,000
定員191～220名	155,300	170,900	205,200	225,600
定員221～250名	172,100	189,400	227,100	249,900
定員251名以上	191,300	210,300	252,500	277,700
特殊付帯工事	7,360		9,680	
設計料加算	本体工事費及び特殊付帯工事費に係る基準額の5%			

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算はの除く。小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の幼稚園部分を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

下「認定こども園」という。)に係る施設整備費（保育部分に限る。）について
認定こども園に係る施設整備費については、原則、安心こども基金を活用すること
をお願いしたい。

※ 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の分園の
整備について

平成 28 年 8 月 8 日府子本第 555 号・28 文科初第 682 号・雇児発 0808 第 1 号内閣府
子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児
童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱
いについて」に基づき設置する幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼
稚園型認定こども園の分園も整備の対象とする。

※ 設置主体の拡大について

待機児童解消のための緊急対策として平成 29 年度末までの間、保育所等に係る施
設整備費及び保育所機能部分に係る施設整備費の対象となる設置主体について、「待
機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」と言う。）に参加実績のある市町村
又は財政力指数が 1.0 未満の市町村及び財政力指数が 1.0 以上であって、平成 29 年
4 月 1 日現在の待機児童数が 10 人以上、かつ平成 29 年度の保育拡大量が 90 人以上
の市町村に限り、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。

・ 財産処分の手続きについて

国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が本交付金の対象事
業となる場合は、平成 20 年 6 月 12 日雇児総発第 0612003 号「次世代育成支援対策施設
整備（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）交付金に係る財産処分の手続等に関する
留意事項について」に準じて、同通知の財産処分（取りこわし）協議書を参考として添
付すること。

・ 認定こども園の整備について（①保育所等に係る施設整備費、②保育所機能部分に係
る施設整備費に限る）

認定こども園の児童福祉施設としての保育を実施する部分又は保育所機能部分につ
いては保育所等整備交付金（厚生労働省）、学校としての教育を実施する部分又は教育
機能部分については認定こども園施設整備交付金（文部科学省）で対応することとなる。

・ 認定こども園の整備の対象経費の算出について

定員総数に占める 1 号定員、2 号及び 3 号定員の割合により按分した額、又は児童福
祉施設としての保育を実施する部分又は保育所機能部分、学校としての教育を実施する
部分又は教育機能部分各々の専有面積など合理的な方法により按分した額とする。

なお、この際、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金から各々補助す
るものとし、補助基準額は、各事業の定員に基づく単価を適用する。

② 病児保育施設 に関する整備補助

別紙

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱

(通則)

第1条 子ども・子育て支援整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、市町村が、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設(以下、「病児保育施設」という。)の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に基づき放課後児童健全育成事業を実施するための建物をいい、「病児保育施設」とは、児童福祉法第6条の3第13項に基づき病児保育事業を実施するための建物をいう。

第4条 この要綱において、「整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。
拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	平成27年7月13日府令第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて(以下「通知」という。)」の第4により整備すること。
応急仮設施設整備	通知の第6により整備すること。

(交付の対象)

第5条 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 市町村(特別区を含む。以下同じ。)が設置する第3条に定める放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。)
 - (2) 都道府県又は市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例財団法人、特別財団法人及びその他児童福祉法第4条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた法人が設置する第3条に定める放課後児童クラブの整備に対して行う補助(都道府県が行う補助については、昭和61年5月15日厚生省発第107号厚生事務次官通知の別紙「放課後児童クラブ整備費交付要綱」(以下、「国庫補助金交付要綱」という。))により前年度以前から受けている施設整備事業(以下、「継続事業」という。))に限る。)
- ただし、(1)又は(2)に該当する場合であっても、整備予定の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第9条第2項に規定する専用区画に関する基準(なおおむね1.65平方メートル以上)を満たしていない場合には、交付の対象としないものとする(市町村が定める条例における経過措置等により、当該基準を満たしているものとみなされているものを除く。)

- (3) 市町村が設置する第3条に定める放課後児童クラブの施設整備に対し、都道府県が行う補助(継続事業に限る。)
- (4) 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例財団法人、特別財団法人及び日本赤十字社並びに医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院、診療所及び同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者(以下「社会福祉法人等」という。))が設置する第3条に定める病児保育施設の整備に対して行う補助

(交付金の対象外)

第6条 この交付金は、次に掲げる費用については交付金の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物の買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (3) 門、圍障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第7条 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、継続事業については、算定基準を除き、国庫補助金を受けた初年度の国庫補助金交付要綱に定める算定方法によるものとする。

- (1) 市町村が施設の整備を行う場合
別表1及び2の第3欄の種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の差支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「補助基本額」という。)に第6欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。
- (2) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合
(1) に定める方法と同様の方法による。(ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。)
- (国の財政上の特別措置)
第8条 次に掲げる施設の整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表3及び4に基づき、交付額を算定するものとする。(この場合の交付額の算定方法は、第7条による。)
- ただし、対象となる施設が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。
- (1) 沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第2項に規定する沖繩振興計画に基づき事業として行う場合
(2) 過疎地域自立促進特別措置法(平12年法律第15号)第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づき事業として行う場合
(3) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づき事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基幹財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基幹財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))
- (4) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整備の場合
(交付の条件)
第9条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付けられるものとする。
(1) 市町村が施設の整備を実施する場合
ア 事業に要する経費の配分の変更を要する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
イ 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
(ア) 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
(イ) 建物等の用途
ウ 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
エ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、

速やかに内閣総理大臣に報告してその指示を受けなければならない。
オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適法化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り返し、又は廃棄してはならない。

カ 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式11により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。

また、内閣総理大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の一部又は一部を国庫に納付させることがある。

ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式4の様式による調書を作成するとともに、事業に係る譲入及び繰出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けられた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するいずれかの選い、日まで保管しておくなければならない。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

カ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県又は市町村が社会福祉法人等に対して、この交付金を財源の一部として補助金を交付する場合、以下の条件を付さなければならない。

ア (1)のイ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ及びシに掲げる条件
この場合において、「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事又は市町村長」と、「国庫」とあるのは「都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適法化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り返し、又は廃棄してはならない。

い、事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を超過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を超過するいずれかの選い日目で保管しておかなければならない。

エ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙11により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならぬ。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(3) (2)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(4) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

第10条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
(1) 市町村長は、別紙様式1による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村から前項の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式2により、別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(3) 継続事業の場合には、(1)、(2)に関わらず、都道府県知事(指定都市及び中核市の長を含む。第14条(3)において同じ。)は、別紙様式1による申請書を別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

第11条 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、前条に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定)

第12条 この交付金の交付の決定は、次により行うものとする。
(1) 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到着した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対して別紙様式3により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知するものとする。

(3) 市町村は、交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があることによ

り、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第13条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができ。

(状況報告)

第14条 交付金対象事業に係る工事に着工したときは、別紙5の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙6の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに内閣総理大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、別紙様式7による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を超過した日(第9条(1)ウ又は(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日から1か月を超過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙様式9の様式による報告書を当該市町村の属する都道府県の知事を經由して内閣総理大臣に提出して行わなければならない。

(2) 都道府県知事は、市町村から前項の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙様式8による報告書を内閣総理大臣に提出するものとする。

(3) 継続事業の場合には、(1)、(2)に関わらず、都道府県知事は、別紙様式7による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を超過した日(第9条(1)ウ又は(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日から1か月を超過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)

第16条 都道府県知事は、内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し、別紙様式10により、速やかに確定の通知を行うこと(継続事業の場合を除く。)

(交付金の返還)

第17条 内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

第18条 特別の事情により、第8条、第10条、第11条及び第15条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けて定めることによるものとする。

別表 2

算 定 基 準

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基 準 額	5 対 象 経 費	6 負担割合
病児保育施設	創 設 及 改 築	本体工事費	34,917千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合 国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
		設計料加算	1,746千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	4,120千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	3,605千円	地域の余裕スペース（公営住宅、公民館等）を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
	拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	4,120千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
大規模修繕	本体工事費	通知の第4の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費		

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

(通則)
1 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)
2 この交付金は、次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令(平成17年厚生労働省令第79号)第1条第2項に規定する施設(以下「児童福祉施設等」という。)の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

(交付の対象)
3 この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)が策定する都道府県整備計画又は市町村整備計画(以下「整備計画」という。)に基づいて実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業に交付する。

(定義)
4 本交付要綱において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区分	大分類	中分類	小分類
(1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に基づく児童福祉施設(児童厚生施設については、平成2年8月7日厚生省発見第123号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2か	児童福祉施設	児童福祉施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設

ら第4に定める小型児童館、児童センター(大型児童センターを含む。)及び大型児童館(「C型児童館」を除く。)とする。)、同法第12条の4に基づき児童を一時的に保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づき職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に基づく利用者支援事業所、平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づき子育てのための拠点施設及び平成11年11月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育てのための拠点施設の設置について」に基づき子育てのための拠点施設及び平成11年11月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育てのための拠点施設の設置について」に基づき子育てのための拠点施設	一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 小規模住居型児童養育事業所 利用者支援事業所の子育て支援のための拠点施設 市区町村子ども家庭総合支援拠点
---	---

(2)亮奉防止法(昭和)

一時保護施設

31年法律第118号)第34条第5項に基づき要保護女子を一時保護する一時保護施設、同法第36条に基づき要保護女子を取容保護するための婦人保護施設	婦人保護施設		
(3)上記以外の施設であって、当該施設に設置及び運営について基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

(注) 本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」(以下「地域子育て支援拠点事業実施要綱」という。)に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の4の(2)の④に定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の(3)の④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

5 3 において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備すること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業(以下「耐

改	造	増	築	震化等整備事業」という。)においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改修等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改修工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
改	造	増	築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改	造	増	築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすることともに既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。
改	造	改	築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。
改	造	増	築	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
整	備	ス	ラ	平成20年6月12日雇児発第0612003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
		老	童	社会福祉法人が設置する施設について平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備(一部改築を含む。)をすること。
		児	童	平成28年8月24日雇児発0824第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備の特例的な取扱いについて」により整備をすること。
		防	犯	平成※年※月※日雇児発※※※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 7 児童福祉施設	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市(特別区を含む)
リ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
オ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	指定都市、中核市若しくは市町村
カ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
キ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	指定都市、中核市若しくは市町村
ク 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児童厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市、中核市若しくは市町村

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類の他に、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業((4)に掲げる耐震化等整備事業を除く。)

市区町村子ども家庭総合支援拠点	平成※年※月※日 児童養育※号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備について」	指定都市、中核市、市町村若しくは一部事務組合
(2) 売春防止法に基づく施設 7 婦人相談所一時保護施設 イ 婦人保護施設	売春防止法第34条第5項 売春防止法第36条	都道府県 指定都市 都道府県
(3) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県、指定都市、中核市、市町村

(2) (1)の表①欄に定める施設について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第10条第1項の規定により整備した施設を③欄に定める地方公共団体が買収する事業(以下「PFI事業」という。)

(3) 平成20年6月12日 児童養育第0612009号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について」により指定都市、中核市及び市町村が行う学校等の余裕教室の改築等に要する施設整備事業。

(4) 次の表の①欄に定める施設の種類の他に、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等 7 児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。)	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市(特別区を含む)

(2) 売春防止法に基づく施設 ア 婦人相談所一時保護施設 イ 婦人保護施設	売春防止法第34条第5項 売春防止法第36条	都道府県 指定都市 都道府県
--	---------------------------	----------------------

(5) 次の表の①欄に定める施設の種類の種ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者(以下「社会福祉法人等」という。)が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業((6)に掲げる耐震化等整備事業を除く。)

①施設の種別	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設 イ 児童自立生活援助事業所 ウ 地域子育て支援拠点事業所 エ 小規模住居型児童養育事業所 オ 利用者支援事業所	児童福祉法第35条第4項 児童福祉法第6条の3第1項 児童福祉法第6条の3第6項 児童福祉法第6条の3第8項 子ども・子育て支援法第59条第1号	社会福祉法人、日本赤十字社(児童厚生施設を除く。)、公益社団法人、公益財団法人又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人
(2) 婦人保護施設	売春防止法第36条	社会福祉法人
(3) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(注)「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事

業所にあつては同法6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、地域子育て支援拠点事業所にあつては同法6条の3第6項、利用者支援事業所にあつては子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に基づき市町村が認めた事業を実施する法人をいう。

(6) 次の表の①欄に定める施設の種類の種ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

①施設の種別	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉施設(財産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。)	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
(2) 婦人保護施設	売春防止法第36条	社会福祉法人

(交付金の対象除外)

7 交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。
ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

7 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する順位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とす

る。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(1)から(4)の額と、(イ)により算出した6の(1)から(4)の各々の額を比較していずれか少ない方の額を選定し、この額の合計額を交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(5)及び(6)の額と、(イ)により算出した6の(5)及び(6)の各々の額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額を比較して少ない方の額を選定し、この額の合計額を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の種類に掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあっては、次により算定するものとする。

ただし、対象施設(児童厚生施設を除く。)が豪雪地域対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

(1) 次の表の①欄に掲げる「助産施設」「乳児院」及び「母子生活支援施設」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(1)から(4)の額と、(イ)により算出した6の(1)から(4)の各々の額を比較していずれか少ない方の額を選定し、この額の合計額を交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(5)及び(6)の額と、(イ)により算出した6の(5)及び(6)の各々の額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額を比較して少ない方の額を選定し、この額の合計額を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(2) 次の表の②及び③欄に掲げる「乳児院」及び「児童心理治療施設」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(1)から(4)の額と、(イ)により算出した6の(1)から(4)の各々の額を比較していずれか少ない方の額を選定し、この額の合計額を交付額とする。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(5)及び(6)の額と、(イ)により算出した6の(5)及び(6)の各々の額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額を比較して少ない方の額を選定し、この額の合計額を、交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

1 区 分	2 対象施設の種別
① 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	助産施設 児童院 母子生活支援施設
② 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	乳児院 児童心理治療施設
③ 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	乳児院 児童心理治療施設
④ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設	児童福祉施設等(児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く。)

(交付金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
(1) 都道府県、指定都市、中核市及び市町村が事業を実施する場合((2)に掲げる場合を除く。)

ア 整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。
(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(5)及び(6)の額と、(イ)により算出した6の(5)及び(6)の各々の額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額を比較して少ない方の額を選定し、この額の合計額を、交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(3) 次の表の④欄に掲げる「児童福祉施設等」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。
(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した6の(1)から(4)の額と、(イ)により算出した6の(1)から(4)の各々の額を比較していずれか少ない方の額を選定し、この額の合計額を交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

- イ 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- ウ 整備計画に記載された事業を中止、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- エ 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
- オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- カ 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ク 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7の様式により速やかに地方厚生(支)局長に報告しなければならない。
- ケ なお、地方厚生(支)局長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調査を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度終了後5年間保管しておかなければならない。
- コ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- サ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- シ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- ス この交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人JKA若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県、指定都市、中核市又は市町村が社会福祉法人等が実施する施設整備事

業に対して補助する場合

- ア (1)のア、イ、ウ、エ及びケに掲げる条件
- イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
 - (ア) (1)のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ、シ及びスに掲げる条件
 - この場合において、「地方厚生(支)局長」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長」と、「国庫」とあるのは「都道府県、指定都市、中核市又は市町村」と読み替えるものとする。
 - (イ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
 - (ウ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を超過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
 - (エ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙7の様式により速やかに、速くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならない。
 - なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
 - また、補助金にかかる仕入れ税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市、中核市又は市町村に返還しなければならない。
 - ウ イにより付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認又は指示を受けなければならない。
 - エ 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - オ 事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

12 この交付金の交付の申請は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに各地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

14 地方厚生(支)局長は、12又は13による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

15 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村は、交付金の交付の対案となった施設整備事業に係る工事に着手したときは、別紙4の様式により工事に着手した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生(支)局長に報告しなければならない。

(実績報告)

16 この交付金の事業の実績報告は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(1)のウ又は(2)のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

17 地方厚生(支)局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

18 特別の事情により8、12、13、15及び16に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1-4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県、市区町村、設置主体の負担割合

施設の設置主体が都道府県等の場合

区分	国	都道府県	市区町村
児童厚生施設（市区町村が設置する場合）	1/3	1/3	1/3
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1/3	2/3	-
児童厚生施設以外（市区町村が設置する場合）	1/2	1/4	1/4
児童厚生施設以外（都道府県が設置する場合）	1/2	1/2	-

施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市区町村	設置主体
児童厚生施設 （市区町村が設置主体に補助する場合）	1/3	-	1/3	1/3
児童厚生施設 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1/3	1/3	-	1/3
児童厚生施設以外 （市区町村が設置主体に補助する場合）	1/2	-	1/4	1/4
児童厚生施設以外 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1/2	1/4	-	1/4

別表 2

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	2,540
母子生活支援室整備加算	1世帯当たり	3,030
初度設備相当加算	1人当たり	51
児童施設本体	1人当たり	3,070
初度設備相当加算	1人当たり	338
乳児期本体	1人当たり	1,940
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	51
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	24
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	1,650
心身療法室整備加算	1施設当たり	15,730
子育て支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	540
初度設備相当加算	1人当たり	44
年齢延長を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	470
育児・相談児童事業のための保育室等を整備する場	1人当たり	870
母子生活支援室整備加算	1世帯当たり	3,030
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	7,010
初度設備相当加算	1世帯当たり	51
心身療法室整備加算	1施設当たり	15,730
子育て支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,880
初度設備相当加算	1世帯当たり	44
育児・相談児童事業のための保育室等を整備する場	1人当たり	870
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	950
初度設備相当加算	1人当たり	14
児童厚生施設本体		
小規模児童館(217.5㎡以上)	1施設当たり	12,872
初度設備相当加算	1施設当たり	1,019
放課後児童クラブ施設整備加算	1施設当たり	2,728
小規模児童館(都府県等指定取得が困難と認められる場合)(193.2㎡以上)	1施設当たり	9,859
初度設備相当加算	1施設当たり	1,019
放課後児童クラブ施設整備加算	1施設当たり	2,728
児童センター(338.0㎡以上)	1施設当たり	19,391
初度設備相当加算	1施設当たり	1,019
放課後児童クラブ施設整備加算	1施設当たり	2,728
大型児童センター(500㎡以上)	1施設当たり	25,871
初度設備相当加算	1施設当たり	1,844
移動型児童館用車両	1施設当たり	1,521

児童養護施設本体	1人当たり	2,970
初年度設備相当加算	1人当たり	51
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,600
心療療法実費相当加算	1施設当たり	15,730
子育て支援実践事業のための児童等整備加算	1人当たり	1,090
初年度設備相当加算	1人当たり	44
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場	1人当たり	670
乳児を養育するためのほふく園又は保育園等を整備する場合	1人当たり	180
親子生活訓練実費相当加算	1世帯当たり	3,030
児童心理治療施設本体	1人当たり	3,510
初年度設備相当加算	1人当たり	51
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,250
心療療法実費相当加算	1施設当たり	24,170
親子生活訓練実費相当加算	1世帯当たり	3,030
通所部門実費相当加算	1人当たり	1,470
初年度設備相当加算	1人当たり	42
児童自立支援施設本体	1人当たり	4,170
初年度設備相当加算	1人当たり	51
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,900
心療療法実費相当加算	1施設当たり	15,730
親子生活訓練実費相当加算	1世帯当たり	3,030
通所部門実費相当加算	1人当たり	1,470
初年度設備相当加算	1人当たり	42
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	9,550
職員養成施設本体	1人当たり	1,630
初年度設備相当加算	1人当たり	51
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	4,220
初年度設備相当加算	1人当たり	51
児童自立生活援助事業所	1人当たり	3,850
初年度設備相当加算	1人当たり	51
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	7,810
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	7,810
利用者支援事業所	1施設当たり	7,810
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	7,810
構内相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,540
初年度設備相当加算	1世帯当たり	51
心療療法実費相当加算	1施設当たり	15,730
保育実費相当加算	1人当たり	670
学習実費相当加算	1人当たり	670
構内保護施設本体	1世帯当たり	3,990
初年度設備相当加算	1世帯当たり	51
心療療法実費相当加算	1施設当たり	15,730

- (注) 1 養護地帯外特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別養護地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基準点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨)
- 2 改修整備に係る初年度設備相当加算は、交付基準点数の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントである
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基準点数は、「次世代育成支援対策実施交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(厚児発第0612005号・平成20年8月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨)
- 4 母子生活支援施設に小規模分譲型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基準点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基準点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基準点数を適用する。
- 7 乳児時、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、構内保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初年度設備相当加算(1人当たり)の交付基準点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日厚児発第0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準点数を適用する。

○射水市富山型デイサービス施設支援事業費補助金交付要綱

平成17年11月1日
告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市補助金等交付規則(平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、富山型デイサービス施設支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、次条に規定する事業実施主体が、高齢者、障害者(児)及び児童のすべてを対象としたデイサービス、ショートステイ等の日中及び夜間の介護、訓練及びレクリエーション並びに保護又は預かりを行う施設(以下「富山型デイサービス施設」という。)の整備及び充実に推進するため、事業実施主体に対して、別表に掲げる事業に必要な経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(事業実施主体)

第3条 事業の実施主体は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の定める特定非営利活動法人
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める法人

(交付の対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の算定方法は、別表のとおりとする。ただし、算定された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1施設当たり1回限りとする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第5条 規則第4条に規定する補助金の交付の申請については、富山型デイサービス施設支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に基づき、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

書類	様式	部数	提出期限
補助金所要額調書	様式第2号	1部	毎年度市長が定める日
事業(変更)計画書	様式第3号	1部	毎年度市長が定める日
事業(変更)計画内訳書	様式第4号	1部	毎年度市長が定める日

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - ア 補助対象経費の実支出額(20パーセント以内の変更を除く。)
 - イ 建物の規模(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - ウ 利用定員(施設の運営形態を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用に努めなければならない。また、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) この補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (7) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (8) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県又は市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) この補助金の交付と対象経費を重複して、国庫補助金等他の補助金、配分金等の交付を受けてはならない。
- (10) 市税等の滞納がある場合は、補助金を交付しないものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第7条 規則第12条に規定する補助事業の実績報告については、富山型デイサービス施設支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)に基づき、これに添付する書類及び前条の第1号から第3号までに規定する承認の申請

書及び報告書並びにこれに添付する書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	部数	提出期限
補助金精算額調書	様式第6号	1部	毎年度市長が定める日
事業実績書	様式第7号	1部	毎年度市長が定める日
富山型デイサービス施設支援事業費補助金 変更交付申請書	様式第8号	1部	毎年度市長が定める日
計画変更書	様式第9号	1部	毎年度市長が定める日
富山型デイサービス施設支援計画変更承認 申請書	様式第10号	1部	毎年度市長が定める日
事業(変更)計画書	様式第3号	1部	毎年度市長が定める日
事業(変更)計画内訳書	様式第4号	1部	毎年度市長が定める日
富山型デイサービス施設支援事業繰越承認 申請書	様式第11号	1部	毎年度市長が定める日
繰越理由調書	様式第12号	1部	毎年度市長が定める日
富山型デイサービス施設支援事業年度終了 報告書	様式第13号	1部	毎年度市長が定める日
実績額調書	様式第14号	1部	毎年度市長が定める日
事業実績書	様式第15号	1部	毎年度市長が定める日

(その他)

第8条 [この要綱](#)に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 [この告示](#)は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 [この告示](#)の施行の日の前日までに新湊市富山型デイサービス施設支援事業補助金交付要綱(平成17年新湊市告示第88号)の規定によりなされた手続その他の行為については、[この告示](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年1月26日告示第9号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年8月29日告示第183号)

この告示は、公表の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則(平成25年3月1日告示第25号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2条、第4条関係)

区分	基準額	対象経費	補助金額
富山型デイサービス施設整備事業	12,000千円	<ul style="list-style-type: none"> 富山型デイサービス施設の新築整備のために必要な工事費又は工事請負費(土地の買収・整地、外構整備に要する費用は除く。) 事務機器、介護機器、家具、器具等の初設備購入費 	ア 第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額とする。
富山型デイサービス住宅活用施設整備事業			
住宅等改修事業	6,000千円	<ul style="list-style-type: none"> 富山型デイサービス施設を民家等の既存施設を改修することにより新設整備するために必要な工事費又は工事請負費(土地の買収・整地、外構整備に要する費用は除く。) 事務機器、介護機器、家具、器具等の初設備購入費 	

機能向上(改修)事業	6,000千円	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の富山型デイサービス施設に、住まい(宿泊)機能等を付加するなど、サービスの多機能化を図るための施設改修に必要な工事費又は工事請負費(土地の買収・整地、外構整備に要する費用は除く。) ・事務機器、介護機器、家具、器具等の設備購入費(ただし、改修工事実施箇所に設置するものに限る。) ・ただし、過去において、県補助事業により新築又は改修の整備を実施している部分に係る経費は含まないものとする。
機能向上(環境改善備品等)事業	600千円	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の富山型デイサービス施設の利便性の向上に必要となる設備の購入費(据付け工事費等は含むものとする。)(ただし、車両の購入に要する費用は除く。) ・1式当たり300千円以上の備品とする(ただし、簡易型身体障害者用浴槽のみの購入については1式当たり100千円以上とする。)
富山型デイサービス転換事業		
機能向上(改修)事業	6,000千円	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護保険法</u>に基づく通所介護事業所若しくは小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく生活介護事業所の指定を受けている事業所が、富山型デイサービス施設へ転換するために行う施設改修に必要な工事費又は工事請負費(土地の買収・整地、外構整備に要する費用を除く。) ・ただし、過去において、県補助事業により新築又は改修の整備を実施している部分に係る経費は含まないものとする。
機能向上(環境改善備品等)事業	600千円	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護保険法</u>に基づく通所介護事業所若しくは小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく生活介護事業所の指定を受けている事業所が、富山型デイサービス施設へ転換するために必要となる設備の購入費(据付け工事費等は含むものとする。)(ただし、車両の購入に要する費用は除く。) ・1式当たり300千円以上の備品とする(ただし、簡易型身体障害者用浴槽のみの購入については1式当たり100千円以上とする。)

注 対象経費には、国庫補助等他の助成制度が適用可能な経費及び設備整備に要する経費を含まないものとする。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

射水市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

年度富山型デイサービス施設支援事業費補助金交付申請書

年度において射水市富山型デイサービス施設支援事業を実施したいので、富山型デイサービス施設支援事業費補助金金 円を交付されるよう射水市補助金等交付規則第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 補助金所要額調書
- 2 事業計画書(事業計画内訳書)
- 3 収入支出予算書
- 4 配置図、各階平面図
- 5 その他参考資料

様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

補助金所要額調査書

(円)

事業主体	経費種別	事業主体の総事業費 A	対象経費の支出予定額 B(≦A)	寄附金その他の収入額 C	差引額 D(B-C)	基準額 E	補助対象額 F(EとDの少ない方の額)	負担区分	
								市補助金 G(=F×2/3)	事業主体負担額 H(=D-G)
	工事費								
	設備費								
	合計								

※Gの補助金額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

様式第3号一1(第5条、第7条関係)

様式第3号—1(第5条、第7条関係)

(射水市富山型デイサービス施設整備事業、住宅等改修事業の場合)
事業(変更)計画書

1 実施事業名

2 対象施設の概要

施設の名称									
施設の所在地									
事業実施主体名									
事業実施主体住所									
実施主体種別	NPO法人		その他()						
代表者職・氏名									
事業の目的									
指定予定 (年月日)	介護保険事業所指定予定 (年 月 日)		障害福祉サービス事業所指定予定 (年 月 日)						
従業者数	介護保険事業	常勤	人	非常勤	人				
	障害福祉サービス事業	常勤	人	非常勤	人				
	その他	常勤	人	非常勤	人				
協力予定 ボランティア数	人								
利用定員 (計画利用予定者)	高齢者		人						
	(うち介護保険指定事業所としての定員		人)						
	障害者(児)		人						
(うち障害福祉サービス指定事業所としての定員		人)							
児童・乳幼児等		人							
営業曜日	月	火	水	木	金	土	日	その他	
								休日	
営業時間	平日						土曜		
	日曜・祝日						備考		

- 注 1 定款、寄附行為等及び登記事項証明書を添付すること。
 2 資格取得内容を記載した従業者一覧表を添付すること(障害者を雇用する場合は、障害種別・等級を記載)。

3 施設整備に係る事業計画

(1)施設の規模及び構造

施設整備の区分	新築	改修	拡張	
敷地の所有関係	自己所有	借地	敷地面積	m ²
建物の所有関係	自己所有	賃貸	建物床面積	m ²
建物の構造				

- 注 1 配置図及び各階平面図を添付すること。
 2 配置図及び各階平面図には、各室ごとの室名及び面積を明らかにすること。
 3 改修の場合は、既存建物の平面図を添付すること。
 4 敷地、建物が自己所有である場合は、当該物件の不動産登記簿要約書を添付すること。
 5 敷地、建物が賃貸である場合は、10年以上の契約が記された賃貸契約書の写しを添付すること。

(2)整備費内訳 (円)

工事費	
設備費	
合計	

- 注 1 工事の内容がわかる設計書又は見積書を添付すること。
 2 設備の内容がわかる見積書を添付すること。

(3)財源内訳 (円)

市補助金	
事業主体支出金	
その他財源(銀行借入等)	
合計	

(4)事業計画

直営・請負の別	
契約年月日(予定)	
着工年月日(予定)	
竣工年月日(予定)	

4 地域との連携体制(交流、協力体制)

地域住民(民生委員、自治会等)の意見
意見記載者

注 事業計画変更書の場合は、変更前の計画を上段に()で記入し、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第3号一2

(機能向上(改修)事業の場合)

事業(変更)計画書

1 実施事業名 機能向上(改修)事業

2 施設の概要

施設の名称										
施設の所在地										
事業実施主体名										
事業実施主体住所										
実施主体種別	NPO法人					その他()				
代表者職・氏名										
営業曜日	月	火	水	木	金	土	日	その他 休日		
営業時間	平日							土曜		
	日曜・祝日							備考		
敷地の所有関係										
建物の所有関係										
建物の構造										

- 注 1 定款、寄附行為等及び登記事項証明書を添付すること。
 2 敷地、建物が自己所有である場合は、当該物件の不動産登記簿要約書を添付すること。
 3 敷地、建物が賃貸である場合は、10年以上の契約が記された賃貸契約書の写しを添付すること。

3 施設整備に係る事業計画

(1)整備目的等

整備室名	
整備内容・目的	

(2) 運営計画等

施設面積		既存施設に係るもの	今回改修整備に係るもの
		※施設全体面積を記載	※改修部分の面積を記載
指定年月日	介護保険事業所指定	年 月 日	年 月 日
	障害福祉サービス事業所指定	年 月 日	年 月 日
従業者数	介護保険事業	常勤 人	常勤 人
		非常勤 人	非常勤 人
	障害福祉サービス事業	常勤 人	常勤 人
		非常勤 人	非常勤 人
	その他	常勤 人	常勤 人
		非常勤 人	非常勤 人
ボランティア数		人	人
利用定員	高齢者 (うち介護保険指定事業所としての定員)	(人)	(人)
	障害者(児) (うち障害福祉サービス指定事業所としての定員)	(人)	(人)
	児童・乳幼児等		

- 注 1 資格取得内容を記載した従業者一覧表を添付すること(障害者を雇用する場合は、障害種別・等級を記載)。
2 配置図及び各階平面図を添付すること。
3 配置図及び各階平面図には、各室ごとの室名及び面積を明らかにすること。

(3) 整備費内訳等

(円)

工事費	
設備費	
合計	

- 注 1 工事の内容がわかる設計書又は見積書を添付すること。
2 設備の内容がわかる見積書を添付すること。

(4) 財源内訳

(円)

市補助金	
事業主体支出金	
その他財源(銀行借入等)	
合計	

様式第3号—3

機能向上(環境改善備品等)事業の場合)

事業(変更)計画書

1 実施事業名 機能向上(環境改善備品等)事業

2 施設の概要

施設の名称											
施設の所在地											
事業実施主体名											
事業実施主体住所											
実施主体種別	NPO法人 その他()										
代表者職・氏名											
指定年月日	介護保険事業所指定					年 月 日					
	障害福祉サービス事業所指定					年 月 日					
営業曜日	月	火	水	木	金	土	日	その他			
								休日			
営業時間	平日					土曜					
	日曜・祝日					備考					
従業者数	常勤					非常勤					
ボランティア数											
利用定員	高齢者 (うち介護保険指定事業所としての定員)										
	障害者(児) (うち障害福祉サービス指定事業所としての定員)										
	児童・乳幼児等										

注 定款、寄附行為等及び登記事項証明書を添付すること。

3 事業計画

(1)整備内容・金額等

備品名	数量	設置目的	金額(円)
合計			

注 1 見積書等金額がわかる書類を添付すること。
2 カタログ等設備内容が確認できる書類を添付すること。

(2)財源内訳

(円)

市補助金	
事業主体支出金	
その他財源(銀行借入等)	
合計	

(3)事業計画

契約年月日(予定)	
完了年月日(予定)	

注 事業計画変更書の場合は、変更前の計画を上段に()で記入し、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第4号(第5条、第7条関係)

事業(変更)計画内訳書

区分	利用者	事業内容	実施曜日・時間	従業者(兼務者は()で内数で記載)			利用者 計画人員(人)	事業費見込み (円)
				常勤	非常勤	ボランティア		
高齢者	①介護保険対象者(通所介護、居宅介護等)							
	②自立高齢者(生きがいサービス等)							
	③その他独自サービス							
障害者(児)	①自立支援給付費利用者							
	②地域生活支援事業利用者							
	③県単ダイケア対象者							
	④その他独自サービス							
学童	①放課後児童健全育成事業対象者							
	②その他独自サービス							
乳幼児	①認可外保育所届出対象者							
	②その他独自サービス							
その他	①福祉相談							
	②まちづくり、啓発普及							
合計								

- 注 1 事業の実施に関する具体的な事項、法人設立趣意書等同等の内容のものを記載すること。
 2 事業計画変更内訳書の場合は、変更前の計画を上段に()で記入し、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第5号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

射水市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

年度富山型デイサービス施設支援事業費補助金実績報告書

年 月 日に射水市指令第 号で射水市富山型デイサービス施設支援事業費補助金の交付の決定の通知のあった 年度射水市富山型デイサービス施設支援事業について、射水市補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 補助金精算額調書
- 2 事業実績書
- 3 収入支出決算書(見込書)
- 4 その他参考資料

様式第6号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

補助金精算額調査書

(円)

事業主体	経費種別	事業主体の総事業費 A	対象経費の支出額 B(≦A)	寄附金その他の収入額 C	差引額 D(B-C)	基準額 E	補助対象額 F(EとDの少ない方の額)	負担区分	
								市補助金 G(=F×2/3)	事業主体負担額 H(=D-G)
	工事費								
	設備費								
	合計								

※Gの補助金額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

様式第7号一1(第7条関係)

様式第7号—1(第7条関係)

(射水市富山型デイサービス施設整備事業、住宅等改修事業の場合)

事業実績書

1 実施事業名

2 対象施設の概要

施設の名称											
施設の所在地											
事業実施主体名											
事業実施主体住所											
実施主体種別	NPO法人					その他()					
代表者職・氏名											
指定予定 (年月日)	介護保険事業所指定予定 (年 月 日)					障害福祉サービス事業所指定予定 (年 月 日)					
従業者数	介護保険事業	常勤	人	非常勤	人						
	障害福祉サービス事業	常勤	人	非常勤	人						
	その他	常勤	人	非常勤	人						
協力予定 ボランティア数	人										
利用定員 (計画利用予定者)	高齢者	人									
	(うち介護保険指定事業所としての定員)	人									
	障害者(児)	人									
(うち障害福祉サービス指定事業所としての定員)	人										
児童・乳幼児等	人										
営業曜日	月	火	水	木	金	土	日	その他			
								休日			
営業時間	平日						土曜				
	日曜・祝日						備考				

注 資格取得内容を記載した従業者一覧表を添付すること(障害者を雇用する場合は、障害種別・等級を記載)。

3 施設整備に係る事業実績

(1)施設の規模及び構造

施設整備の区分	新築	改修	拡張		
敷地の所有関係	自己所有	借地	敷地面積	㎡	
建物の所有関係	自己所有	賃貸	建物床面積	㎡	
建物の構造					

注 1 配置図及び各階平面図を添付すること。

2 配置図及び各階平面図には、各室ごとの室名及び面積を明らかにすること。

(2) 支出済事業費内訳 (円)

工事費	
設備費	
合計	

注 1 契約書の写しを添付すること。

2 領収書等支払が確認できる書類の写しを添付すること。

3 建物全体、各室の状態がわかる写真を添付すること。

(3) 財源内訳 (円)

市補助金	
事業主体支出金	
その他財源(銀行借入等)	
合計	

(4) 事業期間

直営・請負の別	
契約年月日	
着工年月日	
竣工年月日	

様式第7号一2(機能向上(改修)事業の場合)

事業実績書

1 実施事業名 機能向上(改修)事業

2 施設の概要

施設の名称										
施設の所在地										
事業実施主体名										
事業実施主体住所										
実施主体種別	NPO法人 その他()									
代表者職・氏名										
営業曜日	月	火	水	木	金	土	日	その他		
								休日		
営業時間	平日							土曜		
	日曜・祝日							備考		
敷地の所有関係										
建物の所有関係										
建物の構造										

3 施設整備に係る事業実績

(1) 整備室名

整備室名										
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(2) 運営計画等

施設面積		既存施設に係るもの	今回改修整備に係るもの		
		m ²	m ²		
		※施設全体面積を記載	※改修部分の面積を記載		
指定年月日	介護保険事業所指定	年 月 日	年 月 日		
	障害福祉サービス事業所指定	年 月 日	年 月 日		
従業者数	介護保険事業	常勤	人	常勤	人
		非常勤	人	非常勤	人
	障害福祉サービス事業	常勤	人	常勤	人
		非常勤	人	非常勤	人
	その他	常勤	人	常勤	人
		非常勤	人	非常勤	人
ボランティア数		人	人		
利用定員	高齢者 (うち介護保険指定事業所としての定員)	() 人	() 人		
	障害者(児) (うち障害福祉サービス指定事業所としての定員)	() 人	() 人		
	児童・乳幼児等				

- 注 1 資格取得内容を記載した従業者一覧表を添付すること(障害者を雇用する場合は、障害種別・等級を記載)。
 2 配置図及び各階平面図を添付すること。
 3 配置図及び各階平面図には、各室ごとの室名及び面積を明らかにすること。
 4 工事前及び工事後の状態がわかる写真を添付すること。

(3) 整備費内訳等

(円)

工事費	
設備費	
合計	

- 注 1 契約書の写しを添付すること。
 2 領収書等支払が確認できる書類の写しを添付すること。

(4) 財源内訳

(円)

市補助金	
事業主体支出金	
その他財源(銀行借入等)	
合計	

(5) 事業期間

直営・請負の別	
契約年月日	
着工年月日	
竣工年月日	

様式第7号—3(機能向上(環境改善備品等)事業の場合)

事業実績書

1 実施事業名 機能向上(環境改善備品等)事業

2 施設の概要

施設の名称													
施設の所在地													
事業実施主体名													
事業実施主体住所													
実施主体種別	NPO法人 その他()												
代表者職・氏名													
指定年月日	介護保険事業所指定						年 月 日						
	障害福祉サービス事業所指定						年 月 日						
営業曜日	月	火	水	木	金	土	日	その他					
								休日					
営業時間	平日						土曜						
	日曜・祝日						備考						
従業者数	常勤						非常勤						
ボランティア数													
利用定員	高齢者												
	(うち介護保険指定事業所としての定員)												
	障害者(児)												
(うち障害福祉サービス指定事業所としての定員)													
児童・乳幼児等													

3 事業実績

(1)整備内容・金額等

備品名	数量	金額(円)
合計		

- 注 1 契約書等の写しを添付すること。
 2 領収書等の支払が確認できる書類の写しを添付すること。
 3 購入備品が確認できる写真を添付すること。

(2)財源内訳

(円)

市補助金	
事業主体支出金	
その他財源(銀行借入等)	
合計	

(3)事業期間

契約年月日	
完了年月日	

様式第8号(第7条関係)

年 月 日

射水市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

年度富山型デイサービス施設支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日に射水市指令第 号で射水市富山型デイサービス施設支援事業費補助金の交付の決定の通知のあった 年度射水市富山型デイサービス施設支援事業を別紙計画変更書のとおり実施したいので、補助金を金 円に変更交付されたく申請します。

関係書類

- 1 計画変更書
- 2 事業変更計画書(事業変更計画内訳書)
- 3 収入支出予算書
- 4 配置図、各階平面図
- 5 その他参考資料

様式第9号(第7条関係)

様式第9号(第7条関係)

計 画 変 更 書

(円)

事業主体	経費種別	事業主体の 総事業費 A	対象経費の 支出予定額 B(≤A)	寄附金その他 の収入額 C	差引額 D(B-C)	基準額 E	補助対象額 F(EとDの少ない 方の額)	負担区分	
								市補助金 G(=F×2/3)	事業主体負担額 H(=D-G)
	工事費	()	()	()	()	/	()	()	()
	設備費	()	()	()	()	/	()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()	()	()

※変更前の金額を各々の上段に()で記入し、変更後の金額を下段に記入すること。

※Gの補助金額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

様式第10号(第7条関係)

様式第10号(第7条関係)

年 月 日

射水市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

年度富山型デイサービス施設支援事業計画変更承認申請書

年 月 日に射水市指令第 号で射水市富山型デイサービス施設支援事業費補助金の交付の決定の通知のあった 年度射水市富山型デイサービス施設支援事業について、別紙事業計画変更書のとおり実施したいので、承認されたく申請します。

関係書類

- 1 事業変更計画書(事業変更計画内訳書)
- 2 平面図、各階平面図
- 3 その他参考資料

様式第11号(第7条関係)

様式第11号(第7条関係)

年 月 日

射水市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

年度富山型デイサービス施設支援事業繰越承認申請書

年 月 日に射水市指令第 号で射水市富山型デイサービス施設支援事業費補助金の交付の決定の通知のあった 年度射水市富山型デイサービス施設支援事業について、別紙調書のとおり繰越しをしたいので、承認されたく申請します。

様式第12号(第7条関係)

様式第12号(第7条関係)

繰越理由調書

- 1 事業名
- 2 対象施設の概要
 - (1) 施設の名称
 - (2) 施設の所在地
 - (3) 事実実施主体名

3 整備費内訳 (円)

	全体事業費	年度内事業費	翌年度繰越分
工事費			
設備費			
合計			

4 財源内訳 (円)

	全体事業費	年度内事業費	翌年度繰越分
市補助金			
事業主体支出金			
その他財源(銀行借入等)			
合計			

5 事業工程表

計画

繰越後

6 繰越理由

様式第13号(第7条関係)

年 月 日

射水市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

年度富山型デイサービス施設支援事業年度終了報告書

年 月 日に射水市指令第 号で射水市富山型デイサービス施設支援事業費補助金の交付の決定の通知があり、 年度へ繰り越した射水市富山型デイサービス施設支援事業の会計年度が別紙調書のとおり終了したので、射水市補助金等交付規則第9条の規定により報告します。

様式第14号(第7条関係)

様式第14号(第7条関係)

実績額調査書

(円)

事業主体	経費種別	事業主体の 総事業費 A	対象経費の 支出予定額 B(≦A)	寄附金その他 の収入額 C	差引額 D(B-C)	基準額 E	補助対象額 F(EとDの少ない 方の額)	負担区分	
								市補助金 G(=F×2/3)	事業主体負担額 H(=D-G)
	工事費	()	()	()	()		()	()	()
	設備費	()	()	()	()		()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()	()	()

※繰越分を含めた全体額を各々の下段に記入し、繰越分については()で内書で上段に記入すること。

※Gの補助金額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

様式第15号(第7条関係)

様式第15号(第7条関係)

事業実績書

1 事業名

2 対象施設の概要

施設の名称	
施設の所在地	
事業実施主体名	
事業実施主体住所	
実施主体種別	
代表者職・氏名	

3 施設整備に係る事業計画

(1) 事業費内訳 (円)

工事費	()
設備費	()
計	()

* 繰越分を含めた全体額を各々の下段に記入し、繰越分については()で内書で上段に記入すること。

注 1 契約書の写しを添付すること。

2 領収書等支払が確認できる書類の写しを添付すること。

(2) 財源内訳 (円)

市補助金	()
事業主体支出金	()
その他財源(銀行借入等)	()
合計	()

* 繰越分を含めた全体額を各々の下段に記入し、繰越分については()で内書で上段に記入すること。

(3) 事業期間

直営・請負の別	
契約年月日	
着工年月日	
竣工年月日(予定)	

富山県地域密着型介護基盤整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県地域密着型介護基盤整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域密着型介護基盤整備事業（以下「事業」という。）」とは、平成26年9月12日老発0912第1号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記1「介護施設等の整備に関する事業」に基づき実施する地域密着型サービス等整備助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、定期借地権設定のための一時金の支援事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業をいう。

2 この要綱において「地域密着型サービス等整備助成事業」とは、別表第1に掲げる施設等を整備する事業をいう。

なお、地域密着型特別養護老人ホームの整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行う。

また、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

3 この要綱において「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」とは、別表第2に掲げる施設等の開設時や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な初度経費（開設前最大6ヶ月間）を支援する事業をいう。

4 この要綱において「定期借地権設定のための一時金の支援事業」とは、別表第3に掲げる施設における用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業をいう。

また、本体施設(特別養護老人ホーム等)を整備する際に、合築・併設施設(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等)を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

5 この要綱において「既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」とは、別表第4に掲げる施設のユニット化改修及び特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修に要する経費を支援する事業、並びに介護療養型医療施設から転換して介護老人保健施設等を整備する事業をいう。

なお、介護療養型医療施設からの転換とは、次の整備区分に掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

(補助金の交付)

第3条 知事は、県が定める計画（以下「計画」という。）に基づき、富山県地域医療介護総合確保基金の範囲内で、補助金を交付するものとする。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、市町村又は法人（以下「事業者」という。）であって、知事が適当と認めるものとする。

(交付の対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象施設、補助金額及び対象経費は別表第1から別表第4までのおりとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に定める経費については、交付の対象としない。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 既に実施している事業にかかる経費

イ 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産の形成に要する経費

エ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する経費

オ その他施設整備等に関する事業として適当と認められない経費

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 平成26年度以前から開始している施設整備事業に伴う事業

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる場合

ウ 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

ア 保証金として授受される一時金である場合

イ 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金である場合

ウ 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合

エ 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費

(交付の申請)

第6条 市町村又は事業者は、地域密着型サービス等整備助成事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村又は事業者は、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

3 市町村又は事業者は、定期借地権設定のための一時金の支援事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

4 市町村は、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、当該補助金交付申請書を

提出した者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 事業を実施する事業者に対して、この補助金を財源の一部として助成する市町村に対し、規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、補助金変更交付申請書（様式第9号、様式第10号、様式第11号又は様式第12号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、歳入歳出について証拠書類を整理し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 市町村は、この補助金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 事業者が事業を実施するために必要な調達を行う場合は、市町村の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

イ 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

エ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けず、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

キ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

ク 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ケ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

サ 事業者が前各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

- (6) 前号により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (7) 事業者から財産処分又は第5号による収入の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 2 事業を実施する市町村又は事業者に対し、規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、補助金変更交付申請書(様式第9号、様式第10号、様式第11号又は様式第12号)に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上(事業者が地方公共団体の場合は50万円以上)の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けず、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。また、当該仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (11) 市町村又は事業者が前各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(軽微な変更)

第9条 前条第1項第1号及び第5号並びに第2項第2号の規定による軽微な変更とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 計画期間の範囲内において個別の事業期間を変更する場合。
- (2) 計画に記載されている個別の事業において、当該事業に要する費用の額を変更する場合。ただし、個別の事業(基金の対象としている事業の範囲に限る。)に要する費用のうち、基金が占める割合を増加させない場合に限る。

(状況報告)

第10条 地域密着型サービス等整備助成事業の補助金の交付を受けた事業者(市町村が助成

する事業者を除く。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 事業の入札参加業者を決定しようとするとき 入札参加予定業者報告書(様式第13号)及び関係書類
- (2) 入札により工事請負業者が決定したとき 入札結果報告書(様式第14号)及び関係書類
- (3) 工事請負者と契約したとき 契約締結報告書(様式第15号)及び関係書類
- (4) 工事に着手したとき 工事着手報告書(様式第16号)及び関係書類
- (5) 工事の請負業者が工事の一部について下請負により施行しようとするとき 下請状況報告書(様式第17号)及び関係書類

2 前項に掲げる書類は、それぞれ10日以内に知事に提出するものとする。

(実績報告書)

第11条 地域密着型サービス等整備助成事業に係る補助金の実績報告は、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る補助金の実績報告は、実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

3 定期借地権設定のための一時金の支援事業に係る補助金の実績報告は、実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業に係る補助金の実績報告は、実績報告書(様式第8号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

別表第1 (第2条関係：地域密着型サービス等整備助成事業)

	1 対象施設	2 補助基準単価	3 対象経費	4 補助金額
地域密着型サービス施設等の整備	地域密着型特別養護老人ホーム	1 施設当たり 2,640,000円に当該施設の定員数を乗じた額	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のための直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第3欄に掲げる対象経費の実支出額と、第1欄に掲げる対象施設の区分に応じた第2欄に掲げる補助基準単価と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ)を控除した額とを比較して最も少ない額を補助金額(対象施設が豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、0.08を乗じて得た額を加算)とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
	小規模(定員29人以下)な介護老人保健施設	1 施設当たり 33,000,000円		
	小規模(定員29人以下)な養護老人ホーム	1 施設当たり 2,270,000円に当該施設の定員数を乗じた額		
	小規模(定員29人以下)なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	1 施設当たり 2,640,000円に当該施設の定員数を乗じた額		
	認知症高齢者グループホーム	1 施設当たり 19,800,000円		
	小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設当たり 19,800,000円		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設当たり 5,670,000円		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設当たり 21,900,000円		
	認知症対応型デイサービスセンター	1 施設当たり 11,300,000円		
	介護予防拠点	1 施設当たり 8,500,000円		
	地域包括支援センター	1 施設当たり 1,130,000円		
	生活支援ハウス	1 施設当たり 34,000,000円		
緊急ショートステイの整備	1 施設当たり 1,130,000円に当該施設の定員数を乗じた額			
施設内保育施設	1 施設当たり 11,300,000円			
介護施設等の合築等	地域密着型特別養護老人ホームを整備する際に、要綱第2条第2項の事業対象施設と合築・併設	1 施設当たり 2,640,000円に当該施設の定員数を乗じた額に1.05を乗じた額		
空き家を活用した整備	認知症高齢者グループホーム	1 施設当たり 8,500,000円		
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	認知症対応型デイサービスセンター			

別表第2 (第2条関係：介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)

	1 対象施設	2 補助基準単価	3 対象経費	4 補助金額
定員30名以上の広域型施設等	・訪問看護ステーション(サテライト型事業所の設置(富山市(旧大山町、旧八尾町、旧山田村、旧細入村の区域に限る。)、氷見市、黒部市(旧宇奈月町の区域に限る。)、砺波市(旧庄川町の区域に限る。)、南砺市、上市町、立山町、朝日町に設置するもの))	1施設当たり 3,000,000円	対象施設の開所の際に必要な備品購入費(購入単価が30,000円以上のものに限る。)	第3欄に掲げる対象経費の実支出額と、第2欄に掲げる補助基準単価と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ)を控除した額とを比較して最も少ない額に2分の1を乗じて得た額とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム	1施設当たり 621,000円に当該施設 の定員数を乗じた額	対象施設の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	第3欄に掲げる対象経費の実支出額と、第1欄に掲げる対象施設の区分に応じた第2欄に掲げる補助基準単価と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ)を控除した額とを比較して最も少ない額を補助金額とする。
定員29名以下の地域密着型施設等	・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	1施設当たり 621,000円に当該施設 の定員数を乗じた額 (ただし、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員数)		
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1施設当たり 10,300,000円		
	・小規模な養護老人ホーム	1施設当たり 310,000円に当該施設 の定員数を乗じた額		
	・施設内保育施設	1施設当たり 3,100,000円		

<p>等への 転換 整備</p> <p>介護療養型医療施設の介護老人保健施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅 ・有料老人ホーム ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	<p>1施設当たり 156,000円に当該施設の定員数（転換床数）を乗じた額</p>		<p>ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---	--	--	--

別表第3 (第2条関係：定期借地権設定のための一時金の支援事業)

1 対象施設		2 交付基準	3 補助率	4 対象経費	5 補助金額
【本体施設】					
定員30名以上の広域型施設	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム 	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	2分の1	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。	第4欄に掲げる対象経費の実支出額と、第1欄に掲げる対象施設に応じた第2欄に掲げる交付基準単価と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ）を控除した額とを比較して最も少ない額を補助金額とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
定員29名以下の地域密着型施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能居宅介護事業所 ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 				
【合築・併設施設】					
定員29名以下の地域密着型施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・介護予防拠点 ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・地域包括支援センター 				

別表第4 (第2条関係：既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)

1 対象事業・施設	2 補助基準単価	3 対象経費	4 補助金額
既存施設のユニット化改修		特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第3欄に掲げる対象経費の実支出額と、第1欄に掲げる対象事業・施設に応じそれぞれ第2欄に掲げる補助基準単価と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して最も少ない額を補助金額(対象施設が豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、0.08を乗じて得た額を加算)とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
「個室→ユニット化」改修	1施設当たり1,130,000円に整備床数を乗じた額		
「多床室→ユニット化」改修	1施設当たり2,270,000円に整備床数を乗じた額		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム 			
特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修(各床間の間仕切りや壁の設置)	1施設当たり700,000円に整備床数を乗じた額		
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備			
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃貸住宅 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	創設1施設当たり 1,930,000円に転換床数を乗じた額		
	改築1施設当たり 2,390,000円に転換床数を乗じた額		
	改修1施設当たり 964,000円に転換床数を乗じた額		

○射水市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱

平成18年11月9日
告示第178号

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市補助金等交付規則(平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、射水市障害者グループホーム整備事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「障害者グループホーム」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第16項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、本市において障害者グループホームを整備する者に対し、その整備に係る経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の申請日の属する年度以前において富山県内で障害者福祉施設を3年以上良好に運営した実績があると市長が認めた者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条の社会福祉法人
- (2) 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立した法人
- (3) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人
- (4) 医療法(昭和23年法律第205号)第39条第1項の規定による医療法人

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が本市において行う障害者グループホーム及びその付属設備の整備に関する事業に要する経費とし、別表に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する事業に係る補助金の交付は、1施設当たり1回限りとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則第4条の規定により、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 事業費内訳書及び平面図
- (4) 賃貸契約書(借家の場合)
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 規則第6条に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 中古住宅又は賃貸住宅については、所有権又は10年以上の使用権を有すること。
- (2) 賃貸住宅については、当該住宅の改修について所有者の同意を得ること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年3月1日告示第25号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	補助対象経費
新築整備	施設整備費、初年度設備費
中古住宅	住宅取得費、改修費、初年度設備費 ・土地の取得費は対象外とする。
賃貸住宅	改修費、初年度設備費

富山県障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、富山県障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、障害者福祉の向上を図るため、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国補助要綱」という。)第2の2の表第3号から第8号までに掲げる施設並びに障害福祉サービス事業所等に係る第9号の施設の整備及び充実に必要な経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の対象は、次の事業とする。

(1) 障害者グループホーム設置促進事業

国補助要綱第2の2の表第4号に掲げる施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第5条第15項に定める共同生活援助(以下「共同生活援助」という。)を行う施設に限る。)の整備を行う事業

(2) 社会福祉施設等施設整備事業

国補助要綱第2の2の表第3号から第8号までに掲げる施設(第4号のうち共同生活援助を行う施設を除く。)並びに障害福祉サービス事業所等に係る第9号の施設の整備を行う事業

(3) 障害福祉施設立上げ応援事業

第1号又は第2号に掲げる事業により整備した施設を、新たに事業所として開設する際に必要となる初度設備の整備を行う事業

2 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 職員の宿舎に要する費用

(3) その他整備事業費として適当と認められない事業

(事業実施主体)

第4条 事業の実施主体は、法人とする。

(補助金額)

第5条 補助金の算定方法は、第3条第1項第1号から第3号までに定める事業ごとに、次により算定された額とする。ただし、算定された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1第2欄に定める対象経費の実支出額を合計した額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額を選定する。

(2) 別表1第1欄に定める区分ごとに第4欄に定める補助上限額の合計を算出する。

(3) 第1号により選定された額に、別表1第1欄の区分ごとに、第3欄の補助率を乗じて得た額と、前号により算出された額を比較していずれか少ないほうの額の範囲内の額を交付額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするときには、規則第3条に規定する補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類(事業計画書(様式第2号)及び所要額内訳書(様式第3号))を添えて、別に定める期日までに各1部提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、当該補助金交付申請書を提出した事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費又は事業の内容を変更する場合には、補助金変更交付申請書(様式第4号)に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに購入価格が50万円以上の設備備品等(以下「財産」という。)については、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することによって収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (4) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続に準拠しなければならないこと。
- (5) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (6) この補助金と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金等の補助金、配分金等の交付を受けてはならないこと。
- (7) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (8) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第9条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業に要する経費の20パーセント以上の変更をすること。
- (2) 事業により整備する障害福祉関係社会福祉施設の機能の著しい変更をすること。
- (3) 事業により整備する障害福祉関係社会福祉施設の利用定員を変更すること。
- (4) 購入価格50万円以上の設備備品等の品目及び数量を変更すること。

(状況報告)

第10条 第3条第1項第1号又は第2号に掲げる事業について補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 事業の入札参加業者を決定しようとするとき 入札参加予定業者報告書(様式第5号)及び関係書類
- (2) 入札により工事の請負業者が決定したとき 入札結果報告書(様式第6号)及び関係書類
- (3) 工事の請負業者と契約したとき 契約締結報告書(様式第7号)及び関係書類
- (4) 工事に着手したとき 工事着工報告書(様式第8号)及び関係書類
- (5) 工事請負業者との契約を変更した場合 変更工事契約締結報告書(様式第9号)及び関係書類
- (6) 工事の請負業者が工事の一部について下請負により施工しようとするとき 下請状況報告書(様式第10号)及び関係書類

2 前項第2号から第4号までに掲げる書類は、それぞれ10日以内に知事に提出するものとする。

(実績報告書)

第11条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、実績報告書(様式第11号)に関係書類(事業実績報告書(様式第12号)、精算額内訳書(様式第13号))を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の交付の決定を受けた年度内に事業が完了しない補助事業者は、年度終了実績報告書(様式第14号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書、関係書類並びに年度終了実績報告書の様式は、次のとおりとする。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

別表1 (第5条関係)

1 区分	2 対象経費	3 補助率	4 補助上限額
(1) 障害者グループホーム 設置促進事業		4分の3以内	
本体工事費	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む)に必要な工事費又は工事請負費(第3条第2項に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)ただし、別の負担(補助)金又はこの区分と別の区分又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ)。		ア 1施設当たり基準単価を適用する場合 国補助要綱別表3-1に掲げる事業の種類が「共同生活援助」の補助基準額 イ 大規模修繕等及びその他の特別な工事費 知事が必要と認めた額とする。ただし、第2欄に定める対象経費の実支出額がこれに満たないときは、実支出額とする。
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃貸料、工事費または工事請負費		知事が必要と認めた施設及び額
(2) 社会福祉施設等施設整備事業		4分の3以内	
本体工事費	障害者グループホーム設置促進事業の本体工事費に同じ。		ア 1施設当たり基準単価を適用する場合 国補助要綱別表3-1又は別表3-2に掲げる事業(施設)に応じた補助基準額 イ 大規模修繕等及びその他の特別な工事費 知事が必要と認めた額とする。ただし、第2欄に定める対象経費の実支出額がこれに満たないときは、実支出額とする。
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	障害者グループホーム設置促進事業の本体工事費に同じ。		知事が必要と認めた施設及び額
スプリンクラー設備等工事費(既存施設)	スプリンクラー整備等に必要な工事費又は工事請負費		知事が必要と認めた施設及び額
(3) 障害福祉施設立上げ応援事業	第3条第1項第3号に定める対象事業の実施に必要な初度設備の購入費	2分の1以内	1,000千円

平成27年3月 いよいよ北陸新幹線が開業

東京⇔富山 2時間7分

北陸新幹線用新型車両(E7系、W7系)の概要

高速で走行するための流形と日本の伝統的な色使い、新幹線が走行する沿線の風景を融合させ、スピード感と情緒さを表現



コンセプトは
「和の未来」
だよ!!

12両(10M2T)

- 934名(グランクラス18名、グリーン車63名、普通車853名)
- グランクラス(グリーン車よりグレードの高いクラス)の導入
- サービス設備の充実(リアフリー設備の充実、客室への電源コンセント設置など)

北陸新幹線は、全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)に基づき、整備計画が定められている5つの整備新幹線のうちの1つです。

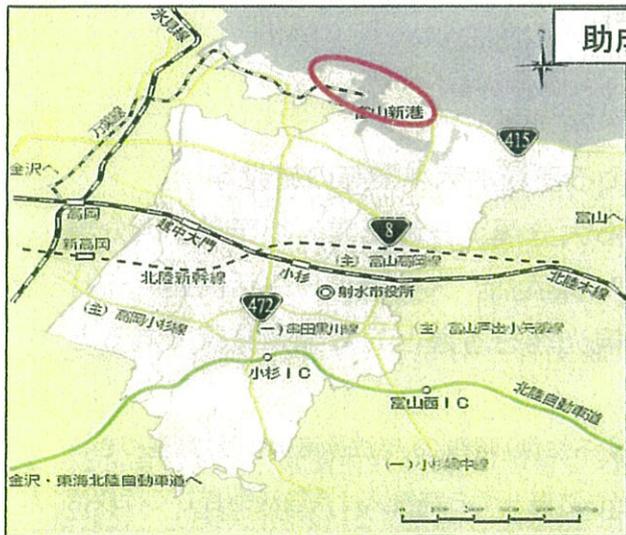
区間	東京・大阪間 約700km (うち東京・高崎間105kmは上越新幹線と共用)
設計最高速度	260km/h
主要設置駅	黒部宇奈月温泉駅(新駅)、富山駅(現駅併設)、新高岡駅(新駅)
所要時間	富山・東京間 2時間7分←現行3時間11分(約1時間短縮) 富山・大阪間 1時間20分←現行3時間8分(約1時間40分短縮)



出典:北陸新幹線建設促進同盟HP



助成対象地域



海竜町、海竜新町

海王町

県内外から、新鮮な味覚と水辺の癒しを求めて、年間100万人に近い方々が当地域を訪れています。この機会に海王町、海竜町、海竜新町への進出をご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。 【富山県射水市】



日本海側最大の斜張橋「新湊大橋」を望む絶好のロケーション
年間約100万人が訪れる県内有数の観光スポット「海王丸パーク」付近

いみずし
富山県射水市で宿泊・観光施設を建設しませんか

～射水市宿泊・観光集客施設立地促進助成金制度を創設～



富山県射水市の臨海部には、年間約100万人が訪れる県内有数の観光スポット「海王丸パーク」があり、日本海側最大級の斜張橋「新湊大橋」も開通しました。

この恵まれた観光資源の中で、宿泊施設や観光誘客施設を建設された方に助成金を交付します。

1 助成対象地域 海王町、海竜町及び海竜新町

2 助成対象となる施設

(1) 宿泊施設 国際観光ホテル整備法の規定による登録ホテル業等の施設等

(2) 観光集客施設 日本標準産業分類表に掲げる大分類I-卸売業・小売業、大分類M-宿泊業・飲食サービス業のうち中分類76 飲食店、大分類N-生活関連サービス・娯楽業に属する事業所であり、かつ、観光客を対象とした集客施設であると市長が認める施設等。

*ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づき、新設事業所等の開設に当たり営業の許可若しくは届出を必要とする事業又は宗教活動若しくは政治活動を目的とする事業を行う事業所を除きます。

3 助成額 固定資産税相当額(土地、建物)を5年間助成します

*償却資産は助成対象となりません。

*賃借した土地、建物及び設備は、助成対象となりません。

詳しくは、富山県射水市役所 商工企業立地課 電話0766-82-1956番へ

射水市創業支援事業補助金について



◎ 市内で新たに創業する個人又は創業して間もない中小企業者に対し、事業に要する経費の一部を補助することにより、地域の活性化及び雇用の確保を図ります。

1 補助内容

補助対象者	補助対象経費（消費税を除く。）	補助率	補助限度額
<p>下記の条件をすべて満たす個人又は中小企業者</p> <p>(1) 補助金の申請年度内に創業を行う者又は創業の日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 「※特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」を有する者</p> <p>(3) 創業前の者又は個人事業者の場合は、申請日において市内に住民登録がある者。法人の場合は、市内に本店所在地とした法人登記が行われている者</p>	<p>(1) 機械設備費、器具工具備品費、構築物費（土地及び自動車の取得を除く。）</p> <p>(2) 店舗の新築費、改装費又は増改築費（ただし、住居部分を除く。）</p> <p>(3) 広告宣伝費</p> <p>(4) 店舗等賃借料。ただし、駐車場代は除く。</p> <p>【下記に該当する場合は対象外です。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者本人又は申請者の3親等以内の者が所有 申請者の2親等以内の者が代表者である法人が所有 住居部分に係る費用 敷金、礼金、保証金、仲介手数料、保険料 <p>(5) その他特に必要と認められるもの</p>	1/2 以内	50 万円

※「特定創業支援事業」とは、市区町村又は認定連携創業支援事業者が創業支援事業計画に基づき創業希望者等に行う継続的な支援であり、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業のことです。この事業を受講し、市区町村に申請することにより、「特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」を取得することができます。

なお、射水市の「射水市創業支援事業計画」では、下記の特定創業支援事業を実施しています。

実施事業者	事業名
射水商工会議所	創業塾
	とやまエキスパートバンク
射水市商工会	創業塾
	専門家派遣等

2 注意事項

- (1) 補助事業実施にあたり、国又は県等から関連する補助金等の交付を受ける場合は、本補助金の対象とはなりません。
- (2) 「特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書」をお持ちでない場合は、補助金の申請をすることができません。必ず証明書を取得した上で、申請してください。(証明書は他市区町村が発行したものでも構いません。)
- (3) 補助申請は、必ず補助事業着手前に手続きをしてください。当該補助申請前に支払いが完了したものについては、補助対象経費になりません。なお、補助対象経費は、消費税を含みません。
- (4) 本補助金は、予算がなくなり次第終了します。
- (5) 対象業種は、富山県信用保証協会が保証対象とする業種とし、農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業等は利用できません。
- (6) 市税及び早期完済保証料助成金返還金を滞納している場合は、補助金を交付することができません。

3 申請方法

申請書類を作成の上、下記まで提出してください。また、②創業事業計画書(様式第1号)については、補助申請前に射水商工会議所又は射水市商工会から認定を受けてください。

【提出書類】(①～④はホームページよりダウンロードできます。)

- ① 補助金等申請書
- ② 創業事業計画書(様式第1号)
- ③ 交付申請額算出内訳書(様式第2号)
- ④ 射水市創業支援事業補助金利用に関する誓約書(様式第3号)
- ⑤ 特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書の写し
- ⑥ 住民票(創業前の方又は個人事業者の場合)
- ⑦ 登記事項証明書(法人の場合)
- ⑧ 市税完納証明書(本庁舎、各地区センターで取得できます。)
- ⑨ 開業の届出書の写し(届出済の場合)
- ⑩ 営業の許認可証の写し(取得済の場合)
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

4 お問い合わせ・書類提出先

〒939-0292 富山県射水市小島703番地
射水市役所 商工企業立地課 商工労政係 TEL: 0766-51-6675 FAX: 0766-51-6690
メールアドレス: kigyou@city.imizu.lg.jp
ホームページURL: <http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=21507>

県内拠点の強化・拡充される企業の 皆さんへの支援制度をご活用ください

概要

- (1) 形態
- ① 移転型…東京23区内から本社機能等を県内に移転
 - ② 拡充型…県内にある企業の本社機能等の強化・拡充

本社機能等とは、「調査・企画部門、情報処理部門、国際事業部門、その他管理業務部門」、「研究所」、「研修所」をいいます。

(2) 手続き

- ・工事着工前に**施設整備計画**を作成いただき、**県知事に申請**してください。
(※) 減税制度の活用には県知事からの認定を受けることが必要です。
計画認定期間は、H27～H29年度です。

【主な認定要件】

- ・計画期間中^{*1}に当該本社機能等の**従業員数が10人(中小企業は5人)以上増加**することが必要です。

(*1) 計画期間は、H27.10.2～H32.3.31の間で設定いただけます。

(3) 主な支援内容

【支援1】 設備投資(オフィス) 減税

H29年度に引き下げられる
予定だった税額控除率は
現行水準に維持されました。

- 対象：事務所・研究所などの建物等
- 要件：取得価格2千万円以上(中小企業は1千万円以上)
- 支援内容：

	①移転型	②拡充型
建物等の取得価格に対し	特別償却 25% または 税額控除 7%	特別償却 15% または 税額控除 4%

【支援2】 雇用促進税制の拡充

- 対象：各事業年度における当該施設の増加雇用者(法人全体の雇用者純増数が上限)
- 要件：法人全体で雇用者5人(中小企業2人)以上増加
- 支援内容：**当該施設の増加雇用者1人あたり、以下の税額を控除**

		①移転型	②拡充型
(i) 法人全体の雇用者増加率			
10%以上 の場合	新規雇用者で無期雇用 かつフルタイム	60万円/人	60万円/人
	それ以外 (非正規雇用者等)	50万円/人	50万円/人
10%未満 の場合	新規雇用者で無期雇用 かつフルタイム	30万円/人	30万円/人
	それ以外 (非正規雇用者等)	20万円/人	20万円/人
(ii) (i)に加えて		30万円/人を 最大3年間継続	—

【支援3】 地方税の軽減

- 対象：土地、建物、構築物、機械装置
- 要件：建物、構築物及び機械装置の取得価額の合計額が38百万円以上
(中小企業は19百万円以上)

○支援内容：

		①移転型	②拡充型
県税	法人事業税	1/10に軽減 【3年間】	—
	不動産取得税	1/10に軽減	1/10に軽減
市町村税	固定資産税	1年目:1/10に軽減 2年目:1/4 " 3年目:1/2 "	1年目:1/10に軽減 2年目:1/3 " 3年目:2/3 "

※標準税率は各自治体にご確認ください。

上記の他に以下の **企業立地助成制度**も活用できます。

●民間研究所の新・増設への助成 (助成額=対象経費×助成率)

対象業種	助成対象	交付要件		助成率	限度額
		投資額	研究者数*1		
自然科学 研究所 (試験、開発 研究等)	土地 建物 設備	1億円以上	10~29人	対象経費の15%	1.5億円
			30人以上		対象経費の20%
			60人以上	5億円*2	

(*1)「成長産業3分野(高機能素材、デジタルものづくり、ライフサイエンス)」に該当し、施設整備計画を作成して知事の認定を受けた場合、研究者数の雇用要件を1/2に緩和。

(*2)知事が特に必要と認めた場合

●研究者等の雇用に対する助成 (助成額=50万円×新規雇用者数)

助成対象	交付要件		助成額	限度額
	投資額	新規雇用者数		
自然科学研究所 の研究者	3千万円以上	10人以上	50万円/人	1億円

●本社機能の県外からの移転に対する助成 (助成額=対象経費×助成率)

助成対象	交付要件		助成率	限度額
	投資額	新規雇用者数		
土地 建物 設備	5千万円以上	5人以上	対象経費の 10%	5億円
	100億円以上	60人以上		30億円*3

(*3)知事が特に必要と認めた場合

『創業支援の取組を支援してほしい』

産業競争力強化法に基づく創業支援

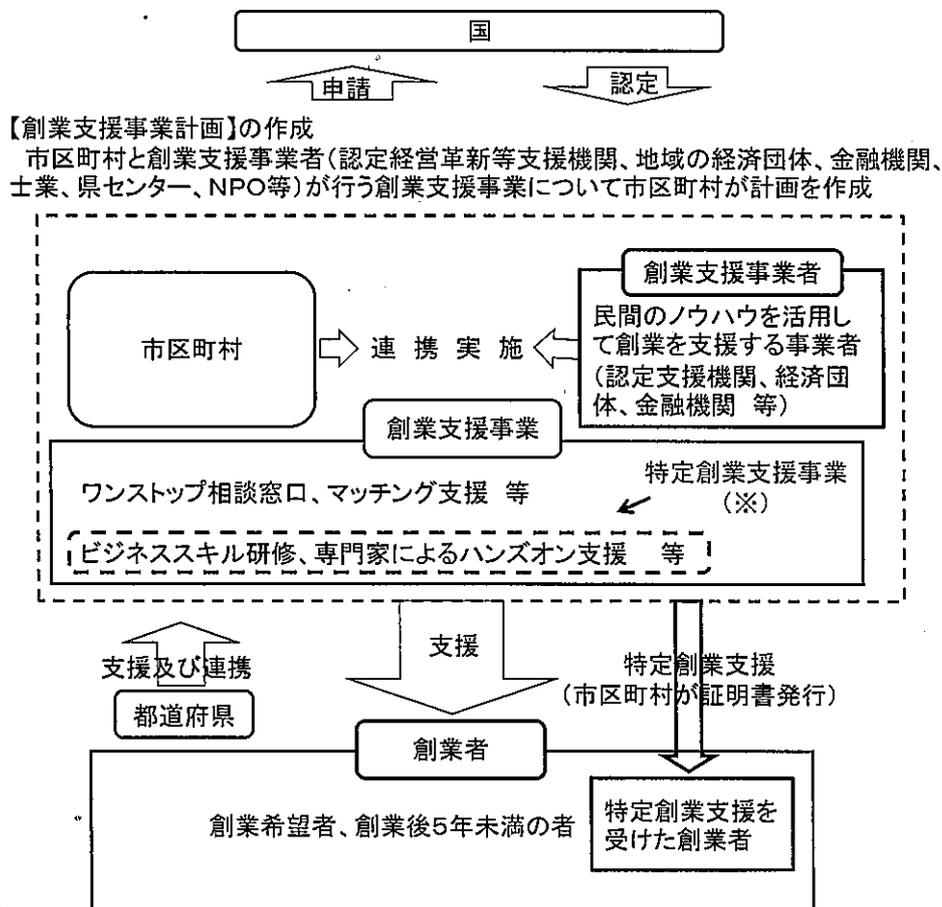
経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援の取組を市区町村と連携して行う事業者を支援します。

また、市区町村と創業支援の取組を行う事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な創業支援を受けることで、創業者の方も、各種支援措置を受けることができます。

対象となる方

産業競争力強化法に基づく認定創業支援事業計画に関して、(1)、(2)に該当する者。

- (1)市区町村と連携して経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援の取組を行う事業者
- (2)市区町村・創業支援事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な相談支援や創業セミナー等(特定創業支援事業)を受けた創業者



融資・リース・
保証

補助金・税
制・出資

情報提供・相
談

セミナー・研
修・イベント

法律等に
基づく支援

支援内容

(1) 創業支援事業者

産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援事業計画に従い、市区町村と連携して創業支援に取り組む創業支援事業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

① 創業支援事業者補助金

経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー、コワーキング事業など特定創業支援事業を含む創業支援事業に必要な経費の一部を補助します。
(補助上限額1,000万円、補助率2/3以内)

② 信用保証の特例

創業支援事業者のうち、NPO法人、一般財団法人、一般社団法人に対して、信用保証協会が8,000万円までの無担保の信用保証を実施します。

(2) 特定創業支援事業を受けた創業者

産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業を受けた創業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

① 登録免許税の軽減

特定創業支援事業の支援を受けて、創業を行おうとする者又は創業した日以後5年を経過していない個人が、会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(株式会社又は合同会社の場合は資本金の0.7%→0.35%^{*}、合名会社又は合資会社の場合は1件につき6万円→3万円)されます。

^{*}最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減額されます。

② 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始6か月前(従来は創業2か月前)から利用の対象になります。

③ 日本政策金融公庫の融資制度

創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、自己資金要件を撤廃します。

ご利用方法

(1) 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を市区町村と連携して作成し、各地域の経済産業局にご相談ください。

(2) 最寄りの市区町村において、創業支援事業計画がされているかご確認ください。創業支援事業計画の認定状況は、中小企業庁ホームページに掲載しています。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html>

お問い合わせ先

・各経済産業局 新規事業課等 (巻末お問い合わせ先一覧参照)

・中小企業庁 創業・新事業促進課 電話番号 03-3501-1767(直通)

平成29年度中小企業向け融資制度

最終更新日：2017年4月7日

10 - (1) 商業・サービス業活性化資金

(1) 商業・サービス業活性化資金とは

商業・サービス業の活性化のため、出店や店舗等の改装、集配センターの設置を行う中小企業者に、必要な事業資金を融資する制度です。

(2) 融資対象

- 1 商店街において、出店（新規・空き店舗）、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者
- 2 空き店舗への出店、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者（商店街以外のエリアを対象）
- 3 商店街整備計画に基づきその環境整備を行う組合

(3) 資金使途

- 設備資金・・・出店、店舗の改装、あるいは集配センターの設置にあたって必要な設備資金
- 運転資金（商店街での出資のみ対象）・・・出店、店舗の改装、あるいは集配センターの設置にあたって必要な運転資金

(4) 融資条件

資金使途	限度額 (万円)	融資期間 (うち据置期間)	融資利率	保証料率	償還方法	取扱金融機関	融資申込先
(1) 商店街設備資金 (2) 商店街 (3) 組合	5,000	設備資金 (1) 商店街 (3) 組合 10年以内 (1年以内)	(1) 商店街年 1.30% 以内	保証協会の定めによる (割引料率の適用有り)	金融機関の方法による	県内金融機関	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
運転資金 (2) その他	3,000	(2) その他 7年以内	(2) その他 (3) 組合				

情報発信元
 お問い合わせ

商工労働部 経営支援課 金融係
電話：076-444-3248

[商工労働部 経営支援課 金融係のページへ](#)

関連ファイル

- [融資協議書（金融機関向け）](#) (Word 43KB)
- [利用申請書](#) (Word 49KB)
- [実施計画書](#) (Excel 80KB)

資金	(3)組合 10,000	(1年以内) 運転資金	年 1.45% 以内				
(2)その他	運転資金 (1)商店街 1,000	(1)商店街 (1年以内)					
(3)組合設備資金							

(5) よくある質問

Q 改装事に合わせて、他の設備も入れたいのですが、その分は対象となりますか？

A 原則として、固定資産計上されるものは対象になります。

Q 新規開店するショッピングモールに出店したいのですが、対象となりますか？

A 空き店舗といえないため、対象となりません。

【情報発信元】

商工労働部 経営支援課 金融係 電話：076-444-3248 [[お問い合わせフォーム](#)]



< PDFファイルをご覧いただけない場合 >
左記のボタンのリンク先から「Adobe Reader」をダウンロードしてください（無料）。

[ページの先頭に戻る](#)

[県庁舎案内](#) | [リンク集](#) | [リンク・著作権・免責事項について](#) | [ホームページの考え方](#) | [個人情報について](#) | [ご意見・ご質問](#)

富山県庁 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 電話：(代表)076-431-4111

Copyright (c) Toyama Prefecture All rights reserved.

市民生活部 生活安全課 資料3
6月定例会 民生病院常任委員会
平成29年6月20日

コミュニティバス①番線中央幹線の見直しについて

生活安全課

コミュニティバス①中央幹線は、平成28年10月から、市民病院、市役所前、小杉駅南口、パスコ前の間を30分間隔で実証運行を行っている。現在、新湊旧市街地まで運行していないことから、新湊地区センターからの運行を望む声があり、次のとおり見直しを検討するもの。

1 見直し点（案）

- (1) 市民病院から新湊地区センター前まで路線を延長する。
- (2) 現在の路線を2系統に分割し、各々60分間隔運行する。

市民病院－市役所前－小杉駅南口は1時間に2本の運行

【現行】

- ・ 停車場所 市民病院－市役所前－小杉駅南口－パスコ前
- ・ 30分間隔で運行
- ・ 1日43便（パスコ前行き21便、市民病院行き22便）

【改正案】 …… 路線図（裏面のとおりに）

①中央幹線（市民病院⇄パスコ前）

- ・ 停車場所 **市民病院－市役所前－小杉駅南口**－パスコ前
- ・ 60分間隔で運行
- ・ 1日24便（パスコ前行き12便、市民病院行き12便）

②中央幹線（新湊地区センター前⇄小杉駅南口）

- ・ 停車場所 新湊地区センター前－**市民病院－市役所前－小杉駅南口**
- ・ 60分間隔で運行
- ・ 1日20便

}	新湊地区センター前⇒市民病院⇒小杉駅南口	8便
	市民病院⇒小杉駅南口	2便
	小杉駅南口⇒市民病院⇒新湊地区センター前	7便
	小杉駅南口⇒市民病院	3便

2 今後のスケジュール（予定）

- 6月中旬 地元説明
- 6月下旬 プロポーザルにより運行業者選定
- 7月上旬 バス交通会議開催（道路運送法に基づく地域交通会議）
- 9月上旬 広報等での周知
- 10月1日 ダイヤ改正
- 10月2日 運行開始



射水市コミュニティバス

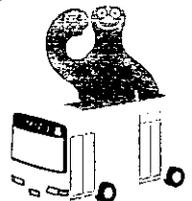
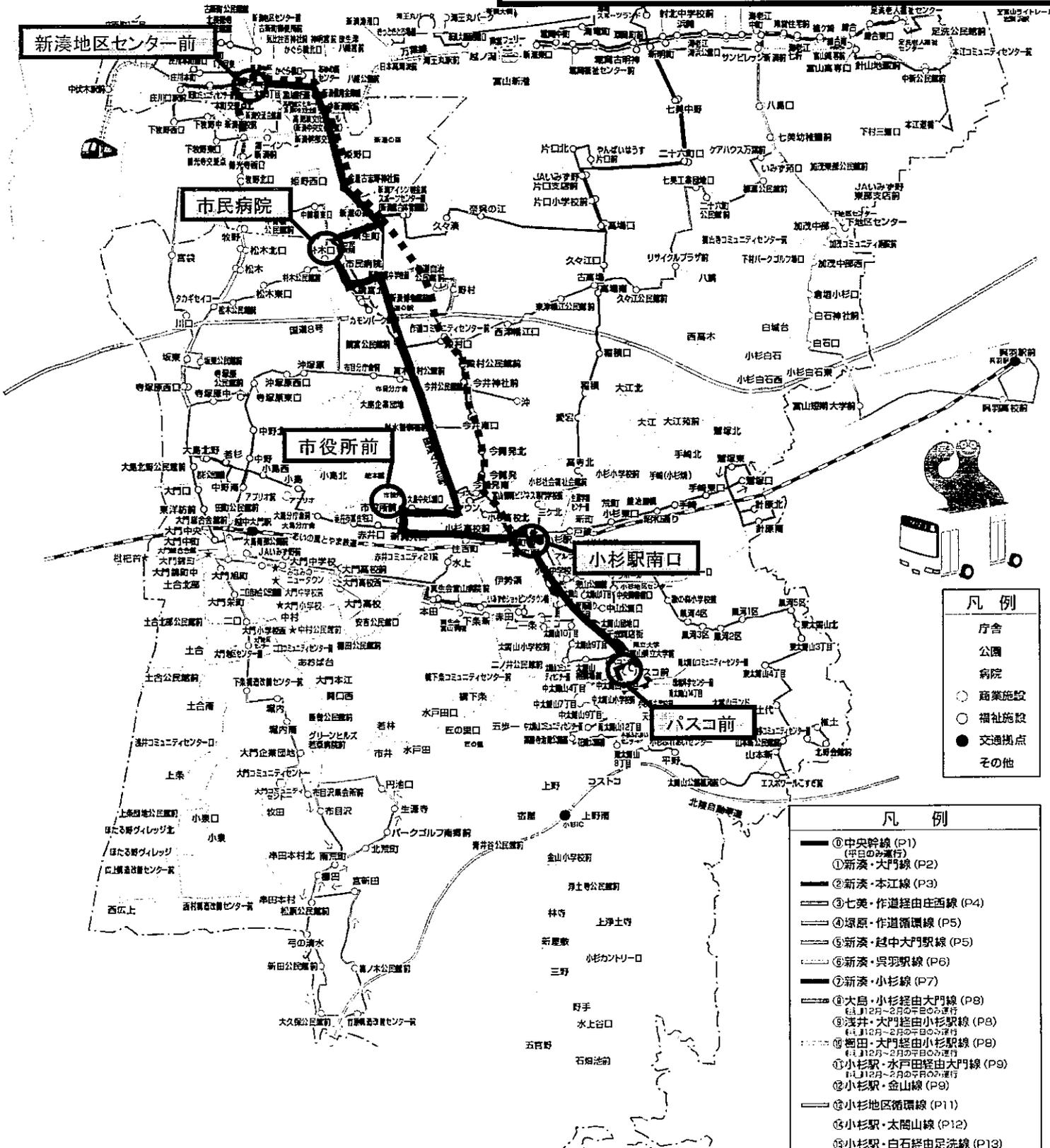
きときとバス

変更新設ルート(案)

(新湊地区センター前⇄市役所前⇄小杉駅南口)

現行ルート(市民病院⇄小杉駅南口⇄パスコ前)

富山地方鉄道(株) ルート(新湊車庫前⇄小杉駅)



凡例	
庁舎	公園
病院	商業施設
○	福祉施設
●	交通拠点
●	その他

凡例	
——	⑧ 中央幹線 (P1) (平日のみ運行)
——	① 新湊・大門線 (P2)
——	② 新湊・本江線 (P3)
——	③ 七美・作道経由庄西線 (P4)
——	④ 塚原・作道循環線 (P5)
——	⑤ 新湊・越中大門駅線 (P5)
——	⑥ 新湊・呉羽駅線 (P6)
——	⑦ 新湊・小杉線 (P7)
——	⑧ 大島・小杉経由大門線 (P8) (12月2日～2月5日のみ運行)
——	⑨ 浅井・大門経由小杉駅線 (P8) (12月2日～2月5日のみ運行)
——	⑩ 鶴田・大門経由小杉駅線 (P8) (12月2日～2月5日のみ運行)
——	⑪ 小杉駅・水戸田経由大門線 (P9) (12月2日～2月5日のみ運行)
——	⑫ 小杉駅・金山線 (P9)
——	⑬ 小杉地区循環線 (P11)
——	⑭ 小杉駅・太閤山線 (P12)
——	⑮ 小杉駅・白石経由足洗線 (P13)
——	⑯ 小杉駅・大江経由足洗線 (P14)
——	⑰ 海王丸(パーク・ライトール)接続線 (P13) (土・日・祭日のみ運行)
——	⑱ 堀岡・片口経由小杉駅線 (P14)
★	デマンドタクシー専用乗降場所

※路線図は、平成 28 年 10 月 1 日現在

※路線名横のページは時刻表のページを表しています。

(コシエニキバス)
 平成28年度 新湊地区センター前 乗降者数

路線	計	
	乗	降
① 大門方面行き	2,877	934
新湊方面行き	256	1,061
② 新湊地区センター行き	6,013	
足洗老人福祉センター行き	4,174	
⑤ 越中大門駅・大門高校行き	2,043	7
新湊地区センター・第一イン新湊行き	2	1,105
⑦ 小杉方面行き	3,794	188
新湊方面行き	674	6,077
計	13,820	15,385

(新有)
 地鉄バス(本町) 時刻表

路線	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便
	新湊車庫前行き	平日 7:38 休日 7:52	14:33 9:08	16:18 18:51	18:53 20:22	20:28
小杉駅前行き	平日 6:17 休日 7:07	19:17 8:12	20:42 9:22			
富山駅前行き	平日 7:17	8:02	14:47	16:47		

加越能バス(新湊庁舎前) 時刻表

路線	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便
	海王丸→済生会病院	平日 7:02 休日 9:14	9:14 11:14	11:44 14:04	14:04 16:34	16:27 18:14
済生会病院→海王丸	平日 8:22 休日 8:20	10:40 10:30	13:10 13:10	15:20 15:50	17:52 17:20	19:30 19:20